

第二次墨田区緑の基本計画
～墨田区生物多様性地域戦略～

素案

令和3年5月

墨田区

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 緑の基本計画及び生物多様性地域戦略について.....	2
2 基本計画の位置づけ.....	3
3 計画の枠組み等.....	3
4 緑の役割と生物多様性の恵み.....	4
5 計画策定の背景.....	6
第2章 現状と課題.....	11
1 区の概況.....	12
2 墨田区の緑と生物の現況.....	14
3 区と区民の取組.....	24
4 区民の意識.....	28
5 墨田区の緑と生物の課題.....	32
第3章 基本理念、基本方針、数値目標.....	35
1 基本理念.....	36
2 基本方針.....	38
3 目標.....	40
目標1 緑の満足度の向上.....	40
目標2 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人の増加.....	40
目標3 水や緑のうるおいを感じられるまちづくり.....	41

第4章 施策.....	43
1 施策体系.....	44
2 施策.....	46
基本方針1 身近な緑に気づき、ふれあい、育む	46
基本方針2 緑と生物多様性を守り継承する	52
基本方針3 緑のある暮らしを共創し、生物多様性の保全に協働で取り組む	56
基本方針4 緑をつなぎ、広げる	60
基本方針5 緑を生かしてまちの魅力を向上する	64
3 地域ごとの計画内容（骨子）	69
(1) 地域区分	69
(2) 地域ごとの計画の構成	69
(3) 地域ごとの計画内容	70
1) 堤通・墨田・八広・東墨田・立花・文花地域	70
2) 向島・京島・押上地域	72
3) 吾妻橋・本所・両国・緑・立川・菊川地域	74
4) 業平・錦糸・江東橋地域	76
第5章 計画の進行管理.....	79
1 進行管理体制.....	80
2 施策の進行管理.....	80
参考資料.....	81
1 区民の意識.....	82
(1) 実施日及び回答者数.....	82
(2) アンケート結果.....	82
2	90
3	90
4	90

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 緑の基本計画及び生物多様性地域戦略について

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条の規定に基づくもので、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置として、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するための計画です。

生物多様性地域戦略とは、生物多様性基本法第13条に基づくもので、対象とする区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

環境省では、「生物多様性地域戦略を、他の計画と融合、または一部として策定することも可能」としています。また、国土交通省では、「緑の基本計画に生物多様性の観点を加えることで、地方公共団体による都市の生物多様性の確保の取組が一層推進されることが期待される」とし、中でも緑の基本計画については「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を示し、関連が深いものとなっています。

本区は水辺空間に恵まれ、緑地は少しずつ増加し、緑に対する区民の関心度も高まってきました。一方で、区内では外来生物が確認されていること、区民の「生物多様性」という言葉の認知度が45%ほどとなっていること、エコロジカルネットワーク※1を形成していくこと等がこれからの課題となっています。

このことから本区においては、「生物多様性地域戦略」と連携を密にした「緑の基本計画」とすることが、豊かな水と緑の環境や区民の緑文化を未来へ引き継ぎ、かつ生物多様性施策を合理的かつ効果的に推進していくうえで重要になると考えます。

緑の役割と生物多様性の恵み(P.4~5 後述)を将来に渡って享受できるまちの実現を目指し、区の現状や国の考え方を踏まえ、本計画は生物多様性地域戦略を包括したものとして策定します。

生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

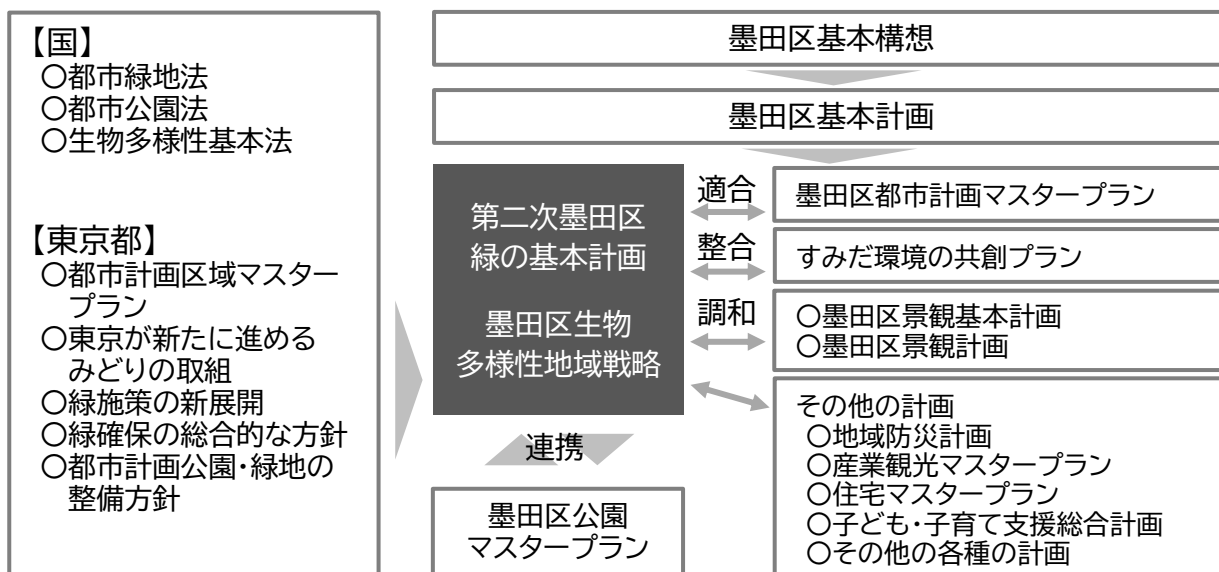
出典：環境省 HP「みんなで学ぶ、みんなで守る生物多様性」

※1 「生きもの」の生息拠点となる緑地を小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、「生きもの」が移動がしやすい状態となっている生息地のネットワークのこと

2 基本計画の位置づけ

本計画は、墨田区基本計画を上位計画とし、墨田区都市計画マスタープランに適合し、第二次すみだ環境の共創プランと整合し、墨田区景観基本計画・墨田区景観計画と調和がとれるものとします。なお、国の各種政策の理念や趣旨を反映し、東京都の関連計画と連携します。

また、本計画の目的や計画が担う役割等を踏まえて、公園等の新規整備、改修整備、管理運営、区民協働のあり方等についてとりまとめるものとして墨田区公園マスタープランがあります。



3 計画の枠組み等

(1) 目標年次

本計画の目標年次は、墨田区都市計画マスタープランにおける目標年次を考慮し、令和4年度（2022年度）から令和22年度（2040年度）とし、その中間年である令和12年度（2030年度）に中間見直しを行います。

	令和4年度～令和11年度 (2022年度～2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度～令和22年度 (2031年度～2040年度)
第二次墨田区 緑の基本計画	→	中間 見直し	→
墨田区生物 多様性地域戦略	→		→
墨田区都市計画 マスタープラン			

(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は墨田区全域 1,371.13ha とし、区の全域を都市緑地法に基づく緑化重点地区とします。このため、この計画に記載する施策は、緑化重点地区における緑化の推進に関する事項を兼ねるものとします。

緑被地等の表現については東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図データの行政界データ図形面積を用いることとしています。

4 緑の役割と生物多様性の恵み

(1) 緑の役割

本計画において「緑」とは、樹木・樹林・生け垣・草花・草地に加え、緑や私たち人間を含むあらゆる生き物の生存基盤となる水、土、大気、これらにより形成される環境を含めるものです。

緑は、私たちが暮らすまちの中で次の役割を担っています。

① 感性を育む

人々に季節感やうるおいを与え、都市に住む一人ひとりの心を豊かにします。

② レクリエーション・健康

人と自然のふれあいの場を提供します。身近な遊び場の確保や心身の健康づくりに役立ちます。

③ にぎわいづくり・コミュニティ醸成

にぎわい空間の演出、区民のさまざまなコミュニティ活動の場を提供します。イベントや歴史的催事など、地域の魅力を発信する場となります。

④ 景観・観光

都市において豊かで多様な景観をつくります。まちの魅力、観光資源となる風景を創出します。

⑤ 学びの場

生き物や自然環境と人との関わりについて関心を喚起するとともに一人一人の意識や行動を変容させていきます。

⑥ 環境保全

ヒートアイランド現象や地球温暖化を緩和します。大気汚染などを抑制します。

⑦ 防災

災害時の安全な避難場所や避難経路の確保、延焼防止や水害の抑制などに役立ち、まちを守ります。

⑧ 生物多様性の保全

生き物のすみかや移動経路となるとともに、多様な生命を育む場、多様な生物の相互のかかわりあいの場となります。

(2) 生物多様性の恵み

生物多様性とは、様々な環境の中にいろいろな生き物がいて、相互に関わり合いながら生きていることをいいます。生物多様性の恵みは、おおむね次の4つに分けることができ、この恵みを将来にわたって享受し、豊かな暮らしを続けるためには、生物多様性を次世代に継承する必要があります。

① 文化的サービス：豊かなところや芸術、技術の根源

多種多様な生物・生命との関わりは、人々のところと精神に作用し、癒しや楽しみの源であり、芸術、技術、郷土芸能など豊かな文化をもたらします。

② 供給サービス：食べ物や燃料など私たちの暮らしを支えるもの

毎日の食卓を彩る肉や野菜などはもちろん、衣食住に関わる繊維や木材、医薬品、さらに石油や石炭の燃料も生物多様性の恵みです。

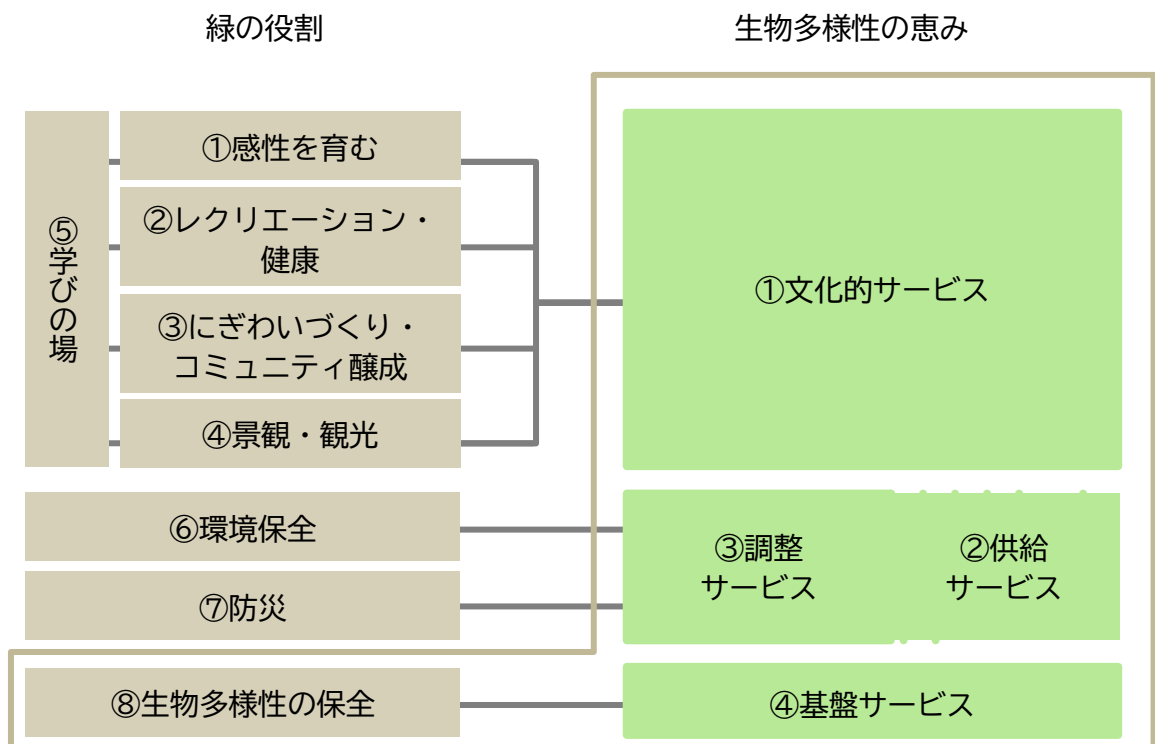
③ 調整サービス：自然に作用し、環境を安定させる生命のいとなみ

水や大気、土壌などの環境を調節し安定させる機能です。土壌に張った森林の根が土砂崩れを防止したり、生態系のバランスが保たれることで害虫の大発生を抑制したりします。

④ 基盤サービス：生きものが生み出す大気と水

生命の維持に欠かせない水は、森林などに蓄えられ、気温や湿度は大気の循環や植物の蒸散作用により調整されます。すべての生命の基盤である水や大気は、地球全体の生物多様性が維持されることで保たれています。

■墨田区における緑の役割と生物多様性の恵みの関連イメージ



5 計画策定の背景

(1) 社会情勢の変化

地球温暖化をはじめとした環境問題や、生物多様性の保全などの環境志向の高まり、気候変動により懸念される自然災害の激甚化など、社会情勢は大きく変化しています。

平成 27（2015）年の国連サミットでは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能で安心して住み続けられるまちづくりに向け「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: ^{エスディー・ジーズ}SDGs）」が掲げられるなど、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた議論も進展しています。

また、令和 2 年（2020 年）には新型コロナウイルス感染症が世界中で感染拡大し、多くの感染者や死者を出すなど猛威を振るいました。区では、区民の生命と健康を守るための感染防止策の徹底、区内事業者の支援などこれまで経験したことのない様々な対応に取り組んできました。区民の日常生活も今後は新しい生活様式が定着することでより一層多様化していくことが予測されます。

今後はこうした社会情勢の変化に対応していくとともに、区の緑の役割と生物多様性の恵みを将来に渡って享受できるまちの実現を目指していくことが重要だといえます。

(2) 本区の状況

平成 23 年 2 月に墨田区緑の基本計画を策定してから 10 年余りが経過し、この間、人口の都心回帰の流れの中で、交通利便性の向上による住宅地としての魅力向上に伴い、人口の継続的な増加傾向が見られます。人口動向を背景に、「ものづくりのまち」の特徴である住宅・商業・工業の複合的な土地利用が変化しつつあり、近年では製造業が減少、工場の閉鎖や移転等から跡地への中高層マンション建設が進行し、住宅用地の比重が大きくなる傾向にあります。

また、東京スカイツリー®の開業以来、観光入込客数は高水準を保っており、にぎわいある空間の創出が期待されています。

(3) 本区の緑と生物に関する動向

昭和 54 年度に 5.4%だった緑被率は、平成 30 年度の調査では 10.7%に倍増し、緑地は徐々に増加しています。また、東京都の江東内部河川整備計画も進行中で、河川環境の整備が進むことが見込まれます。

生物の生育・生息環境の観点から、本区は大きくは市街地、公園や緑地、大規模な河川緑地に分けられ、調査の結果、それぞれの環境に応じた生物種が確認されました。

(4) 本区の緑文化

本区は、荒川や隅田川、北十間川などの豊かな水辺に囲まれ、江戸時代より受け継がれてきた春の花見、夏の夕涼みや花火など、四季の楽しむ緑文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。下町風情を残すまち並みでは、家の軒先に小さなスペースでも有効に活用し、季節の花々を大切に育む文化もあります。

(5) 関係法令、上位計画、関連計画等の動向

平成 29 年に都市公園法等の改正が行われ、民間活力を活かした緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進すること、都市公園を柔軟に活用していくこと等が示されました。

東京都では「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、「東京が新たに進めるみどりの取組」をまとめ、「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標としています。

墨田区都市計画マスタープランは、東京都策定の「都市づくりのグランドデザイン」(平成 29 年 9 月策定)と整合させるために、平成 31 年 3 月に改定されました。このプランでは、まちづくりの目標を「下町文化にふれあい人とつながり『すみだらしき』を次世代に継承するまちへ」としています。

(6) 本区の緑と生物に関する取組等の主な実績と課題

前計画の施策に基づく進捗状況調査から、主な実績として以下があげられました。

①水辺環境、公園の整備

- ・荒川、隅田川、江東内部河川、旧中川水辺公園等では、親水テラスの整備や桜の植樹などを行い、北十間川では水質浄化施設を設置して、水辺環境の整備が行われました。
- ・公園の整備には地域の声を可能な限り取り入れ、防災機能の充実やユニバーサルデザイン化も図られています。
- ・学校や公園などの公共施設の芝生化、集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例（以下「集合住宅条例」という。）や墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱（以下「開発指導要綱」という。）による緑化指導により、全体として緑地は少しずつ増加しています。
- ・一方で、樹木被覆地を芝生化したこと等により、樹木被覆地は減少しています。

②区民参加と協働

- ・緑や生物に係るイベントや講習会には毎回多くの参加者があり、区民の関心は高まっています。
- ・「緑と花のまちづくり推進地域制度」「隅田公園さくらパートナーシップ」「中川桜愛護会」など多くの区民参加型の仕組みがあり、緑化に協働で取り組んでいます。一方で、参加者の固定化や高齢化が課題となっています。

写真挿入予定

(7) 持続可能な開発目標 (SDGs) と緑

持続可能で安心して住み続けられるまちづくりに向け、緑が果たす役割はますます大きくなっています。その一つが、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: ^{エスディー・ジーズ}SDGs)」(以下、「SDGs」という。)への貢献です。SDGsは、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、途上国に限らず先進国を含む全ての国に適用される普遍的な目標です。

本区は、墨田区基本計画で「暮らし続けたいまち」の実現を、また、墨田区都市計画マスタープランでは「安全に安心して暮らせるまち」を都市像のひとつとして掲げており、これらはSDGsの理念や目標と軌を一にしています。

緑の役割や生物多様性の恵みに鑑みると、これらを保全・推進することはSDGsの目標の一部である「住みつけられるまちづくり」「気候変動に具体的な対応策を」「陸の豊かさも守ろう」「パートナーシップで目標達成を」につながる取組であることがわかります。このことから本計画にはSDGsの視点を取り入れ、将来にわたって緑と生物の恩恵を感じ、住みつけられるまちづくりを進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

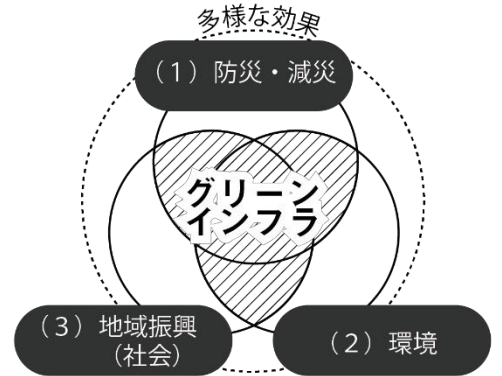


出典：国際連合広報センターWEB サイト

(8) グリーンインフラを生かしてまちの魅力を向上する

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」です（「グリーンインフラ推進戦略（国土交通省 令和元年7月4日公表）」より）。墨田区では、都市計画マスタープランにおいても「水や緑と共生するまちづくりの推進」にあたって施策・方針が掲げられています。

本計画においても、区民の暮らしの中で水と緑が持つ多様な機能を生かしてまちの魅力向上に取り組んでいくことが期待されています。



出典：「グリーンインフラ事例集 令和3年3月版」より作成

従来から自然環境が持つ機能を活用し、防災・減災、地域振興、環境保全に取り組んできた

グリーンインフラで憩う
 オープンスペースを活用した健康イベント（東京都立川市）
 コロナ禍を契機として、自然豊かなゆとりある環境で健康に暮らすことのできる生活空間の形成が一層求められている

グリーンインフラでつなぐ
 地域住民による緑地の維持管理（新潟県見附市）
 グリーンインフラは、植物の生育など時間とともにより機能を発揮。地域住民が計画から維持管理まで参画できる取組

グリーンインフラで守る
 鶴見川多目的遊水地（神奈川県横浜市）
 令和元年東日本台風時に、公園と一体となった遊水地が鶴見川の水を貯留し災害を防止するなど、気候変動に伴う災害の激甚・頻発化への対応に貢献

グリーンインフラで呼び込む
 緑や水が豊かなオフィス空間の形成（東京都千代田区）
 SDGs、ESG投資への関心が高まる中、人材や民間投資を呼び込むイノベティブで魅力的な都市空間の形成に貢献

グリーンインフラの活用により、防災・減災、国土強靱化、新たな生活様式、SDGs に貢献する持続可能で魅力ある社会の実現を目指す

出典：グリーンインフラ事例集 令和3年3月版

第2章

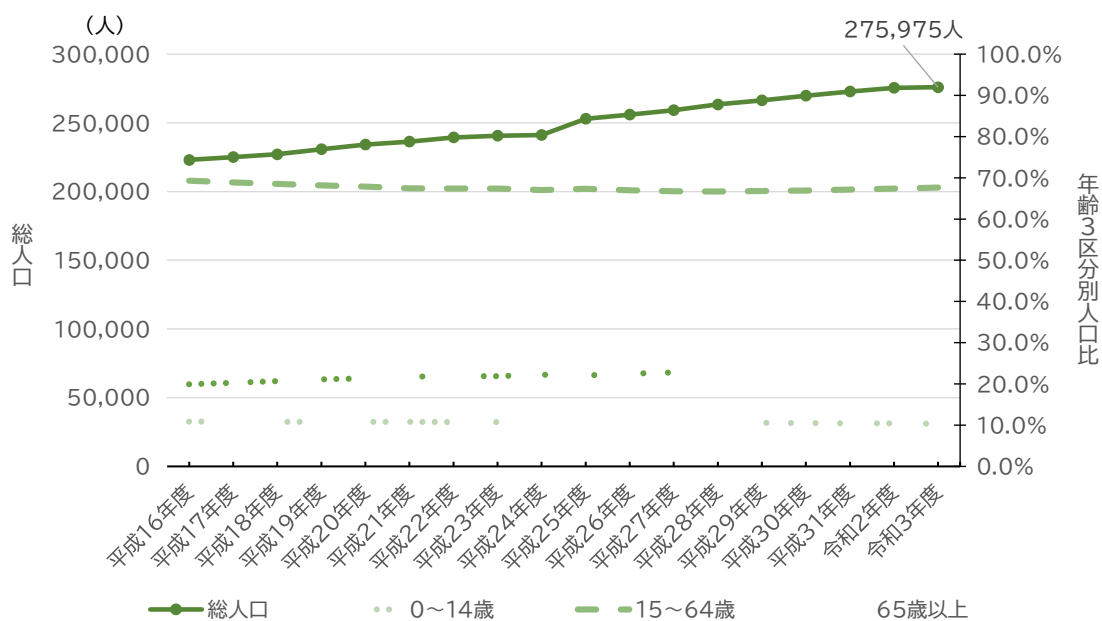
現状と課題

第2章 現状と課題

1 区の概況

(1) 人口

本区の総人口は、近年増加傾向が続き、令和3年4月1日現在で275,975人となっています。年齢3区分別の人口構成比をみると、令和2年4月1日現在で年少人口（0～14歳）が10.3%、生産年齢人口（15～64歳）が67.6%、高齢者人口（65歳以上）が22.1%となっています。



出典：墨田区 HP

図1 人口

(2) 土地利用

土地利用は、住居系が最も多く 27.0%、次いで交通系が 25.5%となっています。また、住居系、商業系、工業系で全体のおよそ 5 割を占めており、住商工が複合した土地利用となっています。

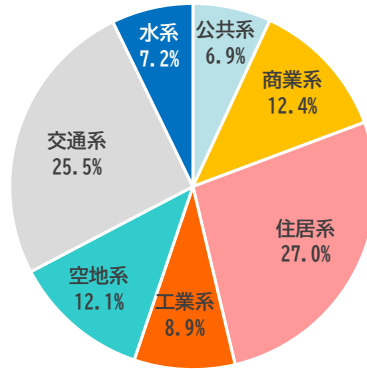


図2 墨田区の土地利用

出典：平成 28 年度東京都土地利用現況調査

(3) 交通

区内の主要道路としては、国道 2 路線、都道 10 路線の他、首都高速 6 号線、7 号線の 2 路線があります。錦糸公園や隅田公園等の大規模な緑地は主要道路に接しています。

区内の鉄道は、JR 総武本線、東武スカイツリーライン、東武鉄道亀戸線、京成電鉄押上線、東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄浅草線、都営地下鉄新宿線、都営地下鉄大江戸線の 8 線があります。駅に近接した大規模緑地として、錦糸公園、荒川・四ツ木橋緑地などがあります。

(4) 歴史・文化・観光資源

隅田川の花火をはじめ、大相撲、伝統技芸といった江戸時代以来の伝統文化や史跡、老舗などが今も数多く残されています。確かな技術のものづくりや豊かな食文化、博物館等の拠点施設、そして下町人情あふれる街並みなど、数々の魅力的な歴史・文化・観光資源が集積しています。

このほか、住民参加によって積極的に進められてきた雨水利用の取組や防災のまちづくりの活動が地域に根付いています。雨水利用については、令和 2 年度実績で、区内 728 か所で行われています。

2 墨田区の緑と生物の現況

(1) 墨田区の緑の現況について

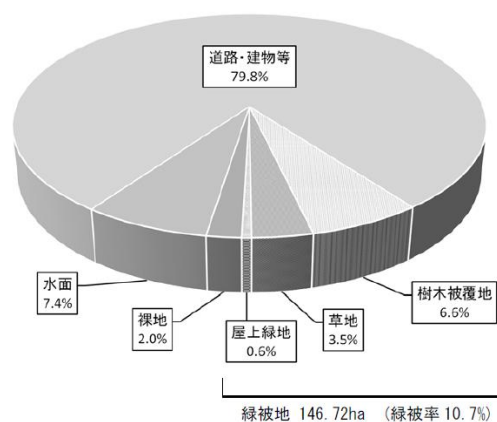
①緑被地の概況

墨田区全域の緑被地の面積は 146.72ha、緑被率は 10.7%となっています。内訳は、樹木被覆地が 90.76ha (6.6%)、草地在が 48.33ha (3.5%)、屋上緑地在が 7.63ha (0.6%) となっています。

緑被地以外では、裸地在が 28.01ha (2.0%)、水面が 101.68ha (7.4%)、道路・建物等が 1,094.72ha (79.8%) となっています。

表1 緑被地等の現況

項目	面積(ha)	構成比(%)	
道路・建物等以外	276.42	20.2	
緑被地	樹木被覆地	90.76	6.6
	草地在	48.33	3.5
	屋上緑地在	7.63	0.6
	裸地在	28.01	2.0
	水面	101.68	7.4
道路・建物等	1,094.72	79.8	
区全体	1,371.13	100.0	



注) 数値は、四捨五入による端数処理のため、集計値が合わない場合がある。

23 区の緑被率の状況を見ると、墨田区は、23 区中 20 位 (中央区と同率) となっています。※各区の緑被率は、調査方法、調査精度、調査年度が異なるため参考値とします。

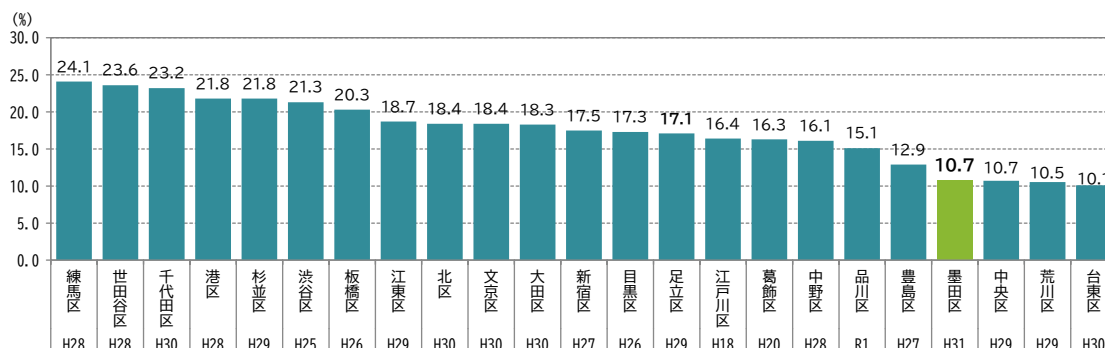


図4 23 区の緑被率

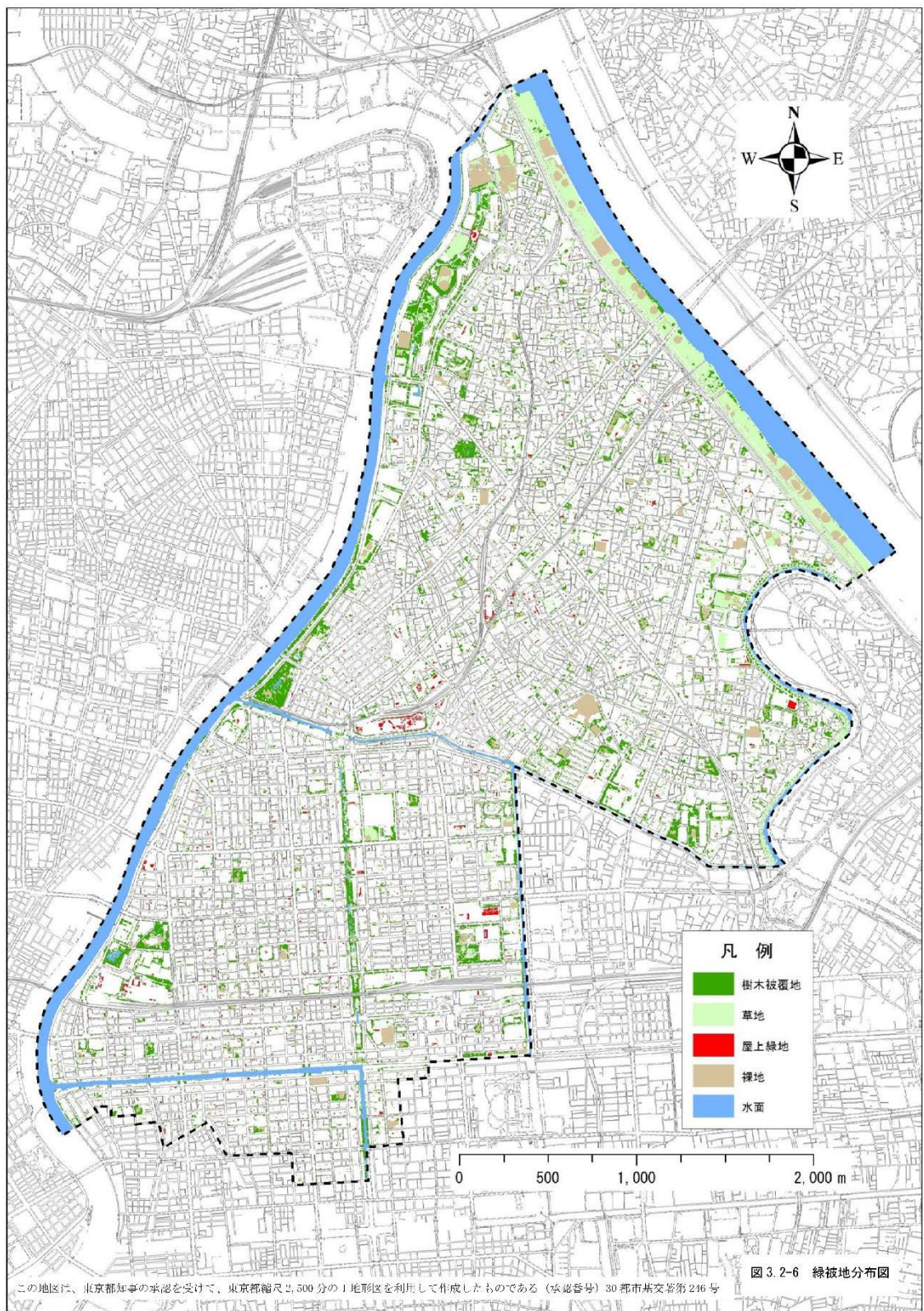


図5 緑被地分布図

②緑被地の推移

平成 21 年度調査と比較して平成 30 年度調査では、緑被地の面積が 1.72ha、緑被率が 0.2 ポイント増加しています。緑被地の変化の内訳は、樹木被覆地が 10.12ha、0.7 ポイント減少し、草地が 9.15ha、0.7 ポイント増加しています。また、屋上緑地は 2.69ha、0.2 ポイント増加しています。

平成 30 年度までの間、緑被率は増加傾向にあり、緑化施策の効果によるものであると考えられます。

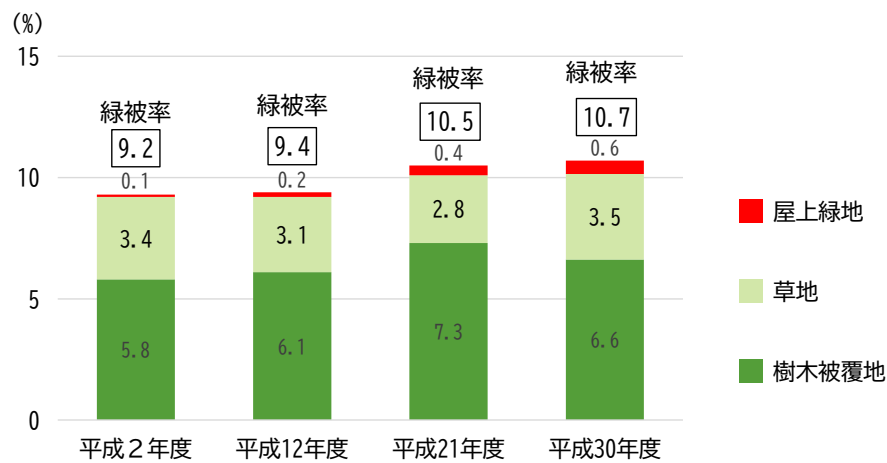


図6 緑被地構成比の推移

③地域別緑被地の状況

地域別でみると、東墨田・立花・文花地域の緑被率が最も高く15.3%、次いで堤通・墨田・八広地域が14.3%となっています。

一方、緑被率が最も低いのは、緑・立川・菊川地域で5.6%、次いで吾妻橋・本所・両国地域の6.6%であり、南部地域に位置する地域（緑・立川・菊川地域、吾妻橋・本所・両国地域、業平・錦糸・江東橋地域）は、区全体緑被率（10.7%）を下回っています。

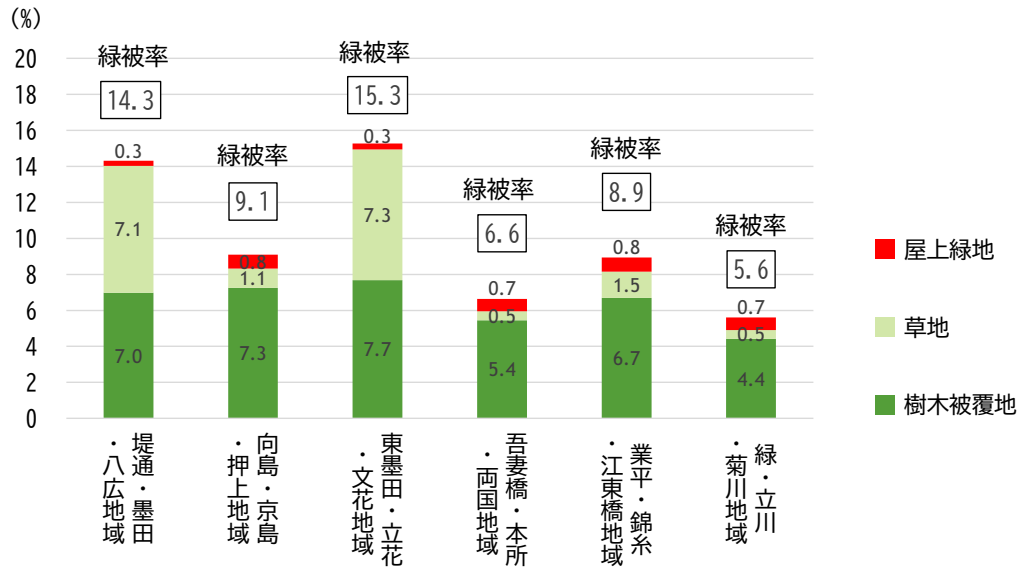


図7 地域別緑被地の現況

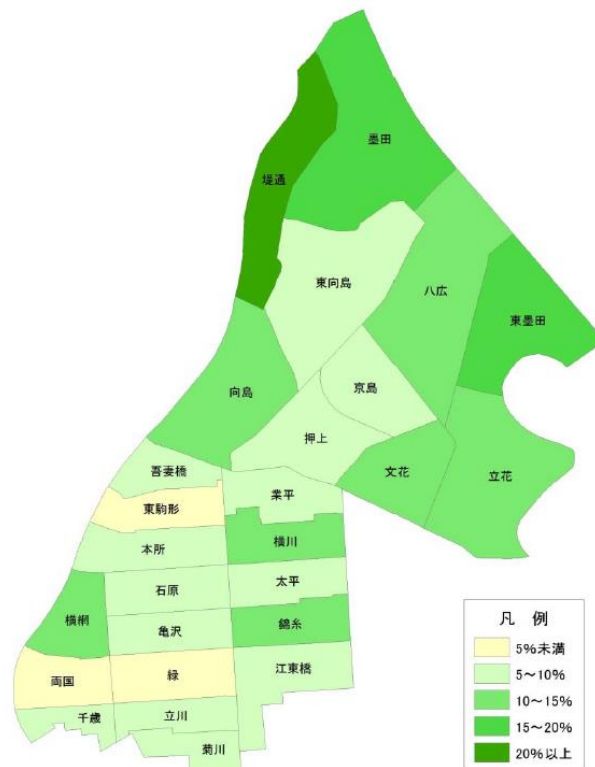


図8 地区別緑被率の分布

④地区別の緑視率^{※2}

地区別の平均緑視率をみると、最も高い地区は文花地区（38.5％）で、次いで横網地区（30.4％）、京島地区（29.5％）、石原地区（29.1％）となっています。最も低い地区は、立川地区の6.8％、次いで本所地区の7.9％、横川地区の9.0％でした。

地点平均緑視率は、京島地区の地点77が最も高く53.3％、次いで文花地区の地点72が48.8％、立花地区の地点105が46.5％となっています。

なお、国土交通省の調査結果^{※3}（2005年）では、緑を豊かに感じるのは緑視率が25％以上とされています。

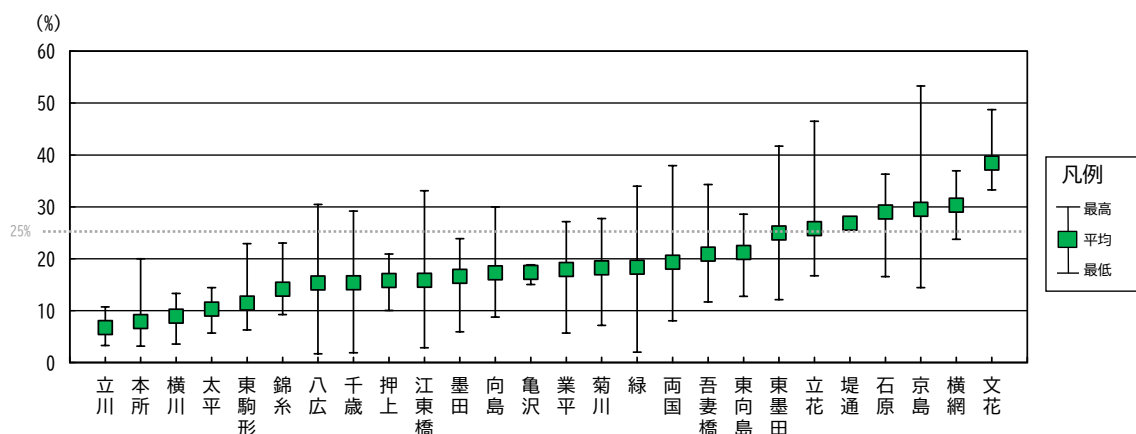


図9 地区ごとの緑視率

出典：墨田区緑と生物の現況調査（平成31年）

(2) 公園、樹林地分布

①公園の緑被地状況

区内には区立公園141か所、都立公園3か所を合わせて144か所あり、区民広場を含めた公園全体の緑被率は51.1％となっています。

緑被率が最も高いのは都立公園で63.5％、次いで公園が48.9％、児童遊園が45.4％となっています。緑被率が最も低いのは区民広場の31.7％でした。

表2 公園の緑被地・緑被率（平成30年4月1日現在）

区分	敷地面積 (㎡)	緑被地 (㎡)				緑被率 (%)	
		樹木被覆地	草地	屋上緑地	合計		
区立公園	公園	595,463	165,857	122,483	2,947	291,286	48.9
	児童遊園	33,747	14,1614	1,168	0	15,329	45.4
	区民広場	7,324	2,144	150	25	2,318	31.7
都立公園	134,356	65,523	19,321	512	85,356	63.5	
区全体	770,891	247,685	143,121	3,484	394,290	51.1	

出典：墨田区勢概要2018

^{※2} 緑視率：緑視とは、人の目に映る緑の量のこと、立体的な視野内に占める緑量の割合を緑視率という。これは、人間の緑に対する満足度、意識の把握手段として用いられ、人間の視野の範囲で撮影した写真を用いて、その中に占める樹木等の面積占有率を集計するものである。

^{※3} 国土交通省 都市・地域整備局「都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について」



図10 区内公園図

②樹林

墨田区の緑は、墨堤の桜や神社の森にみられるように人々の生活と深く関わり合いながら育まれてきましたが、関東大震災、戦災とその後の都市化の進行に伴って、かつての豊かな緑の大半は失われていきました。そのため、墨田区では緑の回復を目指して昭和47年に緑化宣言を行い、それ以降緑化を推進してきました。

平成30年4月1日時点の区内の樹木は、公園・児童遊園、区民広場の総計で188,465本となっています。また、街路樹、歩道緑地帯、橋台地等の道路緑化では総計で74,352本となっています。

街路樹の樹種についてみると、表4に示すとおり、「すずかけ」が最も多く1,560本、次いで「とうかえで」が多く1,113本となっています。

表3 公園及び道路の植栽現況（令和2年4月1日現在）

名称		区分	総数(本)	高中木(本)	低木(株物)
公園緑化等	区内公園・児童遊園		178,158	19,893	158,265
	区民広場		3,325	458	2,867
道路緑化	街路樹		7,373	3,640	3,733
	歩道緑地帯		52,424	2,064	50,360
	橋台地		6,702	310	6,392
	その他		10,806	1,664	9,142
河川緑化			12,338	363	11,975
合 計			271,126	28,392	242,734

出典：墨田区勢概要 2020

表4 街路樹植栽現況（令和2年4月1日現在）

名称	区分	国道	都道	区道	計
すずかけ		323	196	670	1,189
あおぎり		0	70	126	196
えんじゅ		0	5	0	6
とうかえで		0	0	978	978
いちょう		0	199	60	259
あめりかふう		2	0	132	134
まてばしい		1	122	49	172
はなみずき		103	11	286	400
こぶし		0	520	153	673
ゆりのき		0	97	35	132
きんもくせい		0	0	256	4,042,256
その他		56	3,091	895	8,436
合 計		485	4,311	3,640	

出典：墨田区勢概要 2020

凡例

- トウカエデ
- ユリノキ
- シダレヤナギ
- ハナミズキ
- マテバシイ
- モミジバフウ
- プラタナス類
- 緑化道路・複合植栽
- サクラ類
- ヤマモモ
- クスノキ
- サルスベリ
- その他



図11 街路樹の整備状況

出典：「TOKYO 道路のみどり 2020-2021」より作成

(3) 生き物

区内における生き物の主要な生育・生息環境である樹木地、草地、水辺、市街地を代表する8地区において、植物、両生類・爬虫類・哺乳類、鳥類、魚類、水生生物、昆虫類・クモ類の現地調査を実施しました。

荒川河川敷では、セイタカシギ、ヤマトシジミ等の生物種が確認されており、「レッドデータブック東京 2013」で東京では、絶滅したとされているニガカシウが確認されています。また、ウシガエル、カダヤシ、ミシシippアカミミガメ等の外来種も確認されており、生態系の攪乱、生物多様性の損失が懸念されます。

表5 生育・生息環境の概要

調査対象地区		生育・生息環境の概要	分類（次ページ参照）			
			中核地区	拠点地区	回廊地区	緩衝地区
①	荒川河川敷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広範囲に広がる路傍雑草群落、水際のヨシ群落は、草地性の種や水生生物、水鳥等、重要種を含む様々な生物の貴重な生息環境となっており、保全が必要である。 ・ 路傍雑草群落は定期的に管理されており、比較的単調な植生となっている。一部在来種による緑化等、生物に配慮した草地環境を創出することで、生物の多様性が高まることが期待される。 	荒川上流の大規模緑地等		●	
②	東白鬚公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象地区の中で最も広い樹林を有しており、一定規模の樹林環境を必要とする種の生息環境として重要である。 ・ 樹林のほとんどは単層林であることから、一部階層構造をもつ区域等を創出すると、より多くの樹林性の生物の利用が期待される。 		●		
③	向島百花園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模ながら階層構造をもった樹林や藪状の低木林、水際植生等、多様な環境が創出され、植栽種も多様であることから、多くの動物の生息が確認されている。 		●		
④	隅田公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な樹林と池を有している。やや樹林構造や池の環境が単調であるため、下草を維持する区域や水際植生を創出する等によって、生物の多様性が高まることが期待される。 		●		
⑤	旧安田庭園及び横網町公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模な樹林と池を有している。 ・ 樹林のほとんどは単層林であるため、生物の隠れ場所となるような草地環境等を創出すると利用する生物種が増えると考えられる。 		●		
⑥	大横川親水公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万華池には水際植生が創出され、水生生物等の生息地として機能している。また、線状の形状となっており、区内の緑地や公園、点在する緑を繋ぐ回廊としても機能している。 		●	●	
⑦	旧中川河川敷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川河川敷同様に路傍雑草群落、水生植物群落は、草地性の種や水生生物、水鳥等の貴重な生息環境となっており、保全が必要である。 ・ 水際から陸地への連続性を保つ区域を創出すると生物の多様性が高まることが期待される。 			●	
⑧	京島一丁目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本区を代表する市街地の環境となっており、都市環境に適応した種の生育・生息環境となっている。 ・ 住居の緑化等、個々の緑を増やしていくことで、生物の利用が促進される。 				●



図12 墨田区及びその周辺におけるエコロジカルネットワークの主な構成要素

表6 エコロジカルネットワークの構成要素^{注)}としての各調査対象地区の位置づけ

	エコロジカルネットワークの構成要素
中核地区	都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地
拠点地区	市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地
回廊地区	中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地
緩衝地区	中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝帯

注) 「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」(平成30年 国土交通省都市局公園緑地・景観課)より引用

3 区と区民の取組

(1) 区の諸制度

①緑化宣言

かつて本区の緑は、墨堤の桜や神社の森に見られたように、生活と深く関わり合いながら育まれてきました。しかし、関東大震災や戦災、その後の都市化と経済効率優先の社会環境の進行に伴い、区内の緑の大部分が失われました。これに対応するため、本区は昭和47年に、東京23区の中でも先がけて緑化宣言を行いました。

緑化宣言の内容

- 1 緑を愛し、だれもが緑化につとめます。
- 2 樹木や草花を大切にし、できるかぎりふやすようつとめます。
- 3 公共の場所は、特に緑化するようつとめます。
- 4 緑のある空地进行を多くし、不時の災害に備えるようつとめます。

②緑化協定

墨田区の緑化の推進に関する要綱（昭和48年3月）の規定に基づいて、区内の工場及び事業場の敷地内における緑化を推進するために、昭和48年8月「工場緑化協定実施細目」が定められました。これにより、令和2年4月現在は3つの施設が工場緑化協定を継続しています。

③緑化に関する助成制度

快適な環境、安全なまちづくりにとって緑はかかせない役割を持っています。

区では、まち中の緑を増やしていくことを目指し、以下のような助成制度を設けています。

	概要
壁面緑化助成制度	区内の民間建築物で、新たに道路に面して壁面を緑化する建築物の所有者の方に、1㎡あたり1万円か、工事費の半額の少ない額（最高40万円）を交付します。
緑のへい助成制度	新たに道路に面して、緑のへい（生け垣や植樹帯）を設置する方に、補助金（最高40万円まで。工事費の方が少ない時はその額になります）を交付します。
屋上緑化助成制度	区内の民間建築物（建築基準法など法令に不適合の建築物を除く）で、新たに屋上を緑化する建築物の所有者の方に、1㎡あたり1万円か工事費の半額の少ない額（最高40万円まで）を交付します。
特別保全樹木等助成制度	区内に残された自然度の高い貴重な保全樹木等の所有者または管理者に対し、その剪定費用の一部を助成し、剪定費用の補助【樹木：剪定費用の2分の1（税抜） または1本あたり2万円（5本まで）のいずれか少ない額（限度額10万円）または、生け垣：剪定費用として1mにつき500円（限度額2万円）】や、樹木医による樹木診断費用【診断費用の2分の1（税抜）または1件あたり2万円のいずれか少ない額（限度額2万円）】を交付します。

④緑と花のまちづくり推進地域制度

平成 22 年度より、壁面緑化や屋上緑化など立体的な緑化をより充実させるため、緑と花の学習園（文花二丁目 12 番 17 号）を中心に地域で活動する「緑と花のサポーター」の協力を得て、街を緑と花で飾る「まちなか緑化」を進めています。令和 2 年度は 19 団体の実施がありました。

写真挿入予定

⑤墨田区開発指導要綱（墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱）及び墨田区集合住宅条例（墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例）に基づく緑化指導

集合住宅、大規模建築物建設事業、宅地開発事業等の建設事業を行う事業者に対し、良好な居住環境及び都市環境の形成等を確保することを目的に、事業規模に応じて緑地の設置を指導しています。

	概要
①緑地の整備	◇敷地面積が 1,000 m ² 未満の場合 ⇒敷地面積の 5%以上の緑地 ◇敷地面積が 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満の場合 ⇒敷地面積の $(2.5 + \text{敷地面積 (m}^2) / 400)$ %以上の緑地 ◇敷地面積が 3,000 m ² 以上の場合 ⇒敷地面積の 10%以上の緑地
②建築物上（屋上・壁面）の緑化の整備	◇敷地面積が 300 m ² 以上の場合 ⇒建物の水平投影面積の 20%の緑地を建築物上（屋上・壁面）に整備

(2) 区民活動

① 隅田公園さくらパートナーシップ

隅田公園において、平成 15 年度から区民と事業者と区によるパートナーシップの形成を図ってきました。平成 18 年 3 月に行われた「隅田公園パートナーシップ実践活動報告会」で、ボランティアメンバーから、区とのパートナーシップ宣言が行われ、これにより、ボランティア団体「隅田公園さくらパートナーシップ」が発足しています。平成 18 年度からは、「隅田公園さくらパートナーシップ」の自主活動を行っています。

② 公園愛護協定

本区では、昭和 51 年度から区立公園・児童遊園の建設にあたっては、計画段階から地域の人たちの参加を募るコミュニティ公園方式をとっています。これは、公園・児童遊園に対し、地域の人たちに愛着と親しみをもってもらうため、計画段階から参加してもらい、完成後も地域の人たちの連帯による自主的管理を行うものです。令和 2 年度末現在、66 団体により 69 の公園・児童遊園などで愛護委員会が結成され、この方式によって公園が管理されています。

③ 中川桜愛護会

中川桜愛護会は、平成 15 年 6 月 19 日に沿川の 5 町会で発足した団体です。平成 22 年 4 月 13 日には、3 町会 1 自治体が新たに参加し、沿川の全町会・自治会による愛護会となりました。多くの方々に親しまれている旧中川の水辺を、より一層区民に親しまれ、魅力的な空間とするため、区の木である桜を植樹する活動を行っています。旧中川の桜の保全をはじめ、自然豊かな空間を大切に、墨田区の桜の名所となるよう美しい環境づくりを目指しています。

中川桜愛護会 参加自治会一覧	
東墨田 3 丁目町会	
東墨田 1・2 丁目町会	
立花 5 丁目町会	
立花 5 丁目東町会	
立花 6 丁目町会	平成 15 年 6 月 19 日発足時
都営立花 6 丁目 アパート自治会	
立花 4 丁目町会	
立花あづま町会	平成 22 年 4 月 13 日新規参加



写真：立花六丁目町会ホームページより引用

④緑と花のサポーター制度

緑と花のサポーターは、墨田区を“うるおいとやすらぎあふれるまち”とするため、地域に緑や花を増やす活動をしている緑化ボランティアです。緑と花の学習園を活動拠点に、区民のみなさんや区と協働で活動をしています。(令和2年5月現在 46名登録)

「緑と花のまちづくり推進地域」でのまちなか緑化の推進や、緑化講習会やイベントの運営補助など、緑と花の学習園で維持管理しているエリアのお手入れを行っています。

⑤すみだ自然環境サポーター

平成19年度(2007年)に「トンボサポーター」として発足し、おもに大横川親水公園万華池周辺で、トンボ・ヤゴや生き物の定点観察や生息環境の保全活動等を行ってきました。平成26年(2014年)4月、区の多様な自然について、調査・保全・啓発活動を行っていくため、名称を「すみだ自然環境サポーター」と改称し、区の自然状況を知り、守り、次世代へ伝えていくために、平成27年度(2015年)から活動の幅を拡げ、定期的な活動を行っています。

写真挿入予定

写真挿入予定

(3) 環境学習・環境教育

第二次すみだ環境の共創プラン(すみだ環境基本計画)に基づき様々な環境体験学習の充実を図るとともに、本計画においても自然観察会やヤゴ救出作戦などを通じ、区民が生き物について学ぶ機会を提供しています。

様々な視点から環境保全について学び・体験する機会を提供することで、区民一人ひとりの環境への理解と意識の向上に取り組んでいます。

写真挿入予定

写真挿入予定

4 区民の意識

(1) アンケート実施日及び回答者数

環境関連イベントの来場者、インターネット利用者を対象として、緑と生物に関するアンケートを行いました。

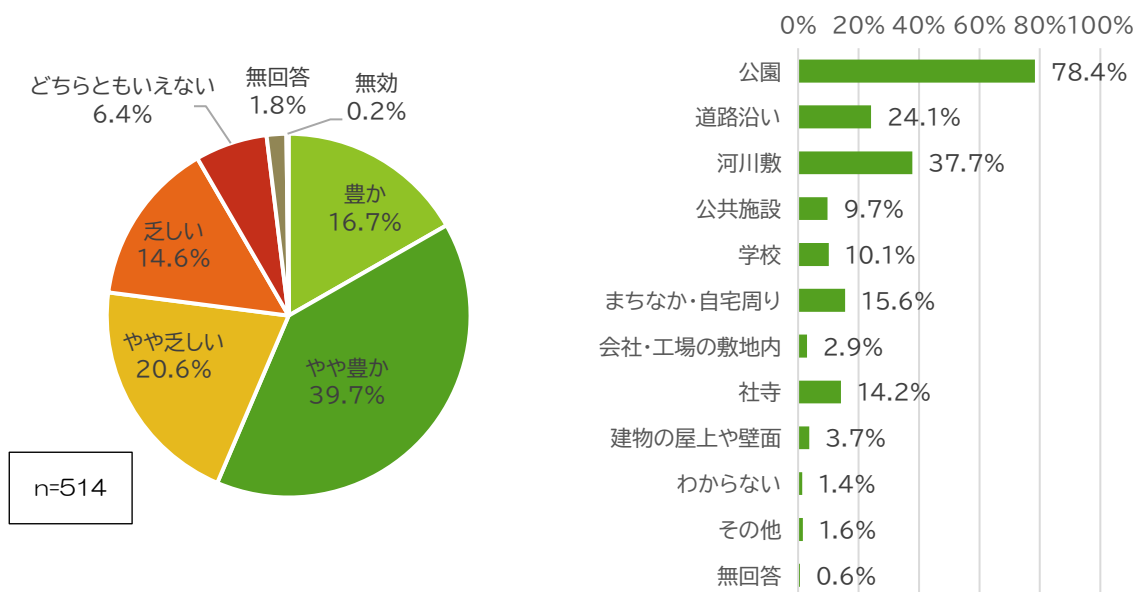
実施日	実施イベント名	回答者数
令和元年5月11日	みどりの日	55人
令和元年6月29・30日	環境フェア	267人
令和元年10月5・6日	すみだまつり	93人
令和元年11月2日	菊まつり	10人
令和元年12月7日	梅若小学校 星空観察会	28人
令和元年12月9日	エコライフ講座 第3回 「ごみの最終処分場を見に行こう！ -中央防波堤埋立処分場見学-」	14人
令和元年12月12日	水の循環講座 第4回 都市と水 「東京低地の暗渠を見てみよう」	16人
令和元年12月16日～ 令和2年1月16日	インターネットアンケート	20人
令和元年12月19日	水の循環講座 第5回 防災と水 「東京を災害から守る施設を見てみよう」	11人
回答者数合計		514人

(2) アンケート結果

①墨田区の緑の豊かさ、緑を感じる場所について

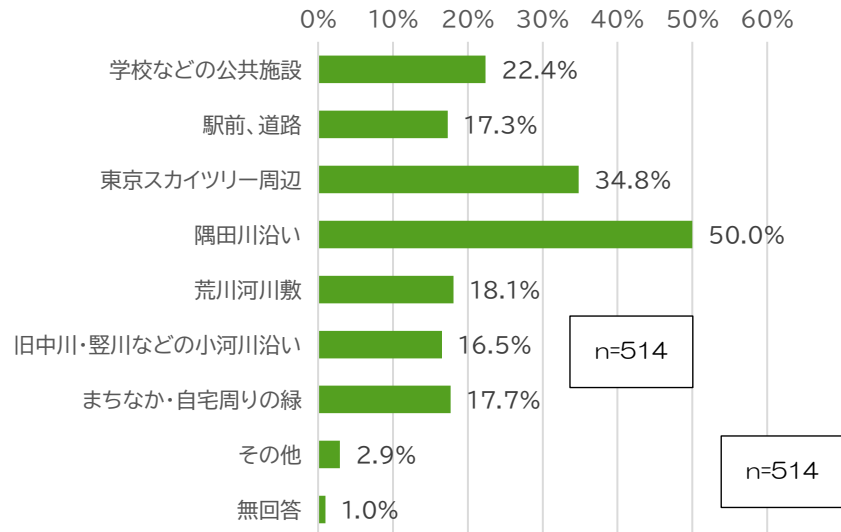
墨田区の緑が「豊か」と回答した方は約2割でしたが、「やや豊か」と回答した人と合わせると5割以上になります。

区内で緑を感じる場所として、「公園」と回答した方が約8割と圧倒的に多い結果になりました。



②墨田らしい緑とは

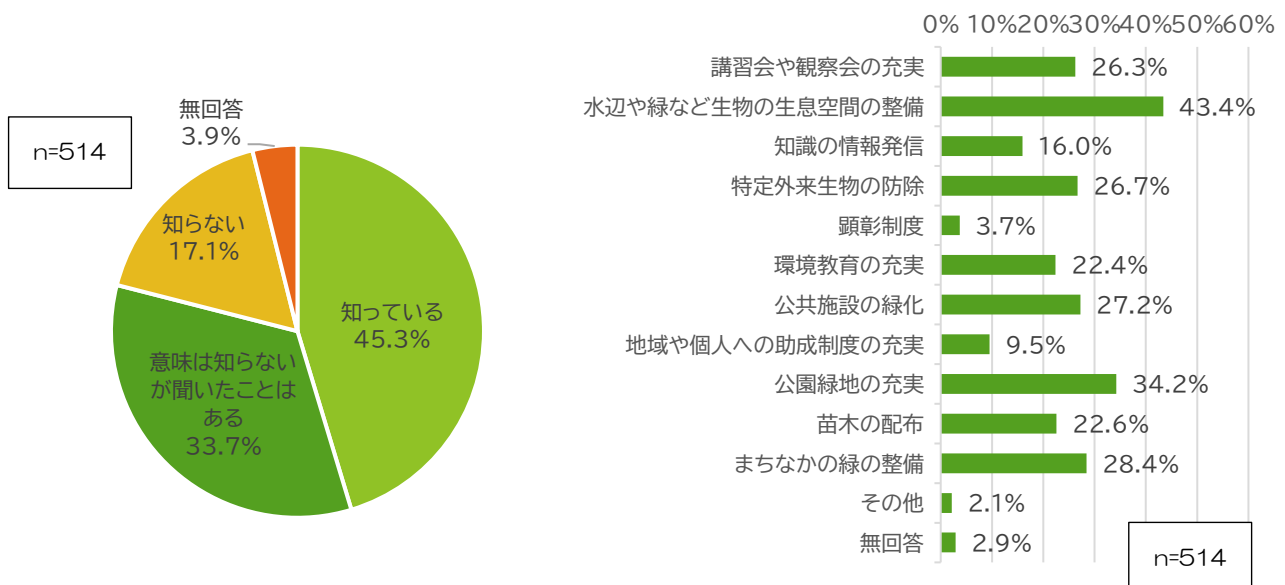
昔からある「隅田川沿い」の緑を墨田らしい緑と考える人がいる一方、平成 24 年に建設された「東京スカイツリー」という、墨田区の新しいシンボルの緑を墨田らしいと考える人も多くいます。



③生物多様性の認知度、緑や生物の保全のために区に期待すること

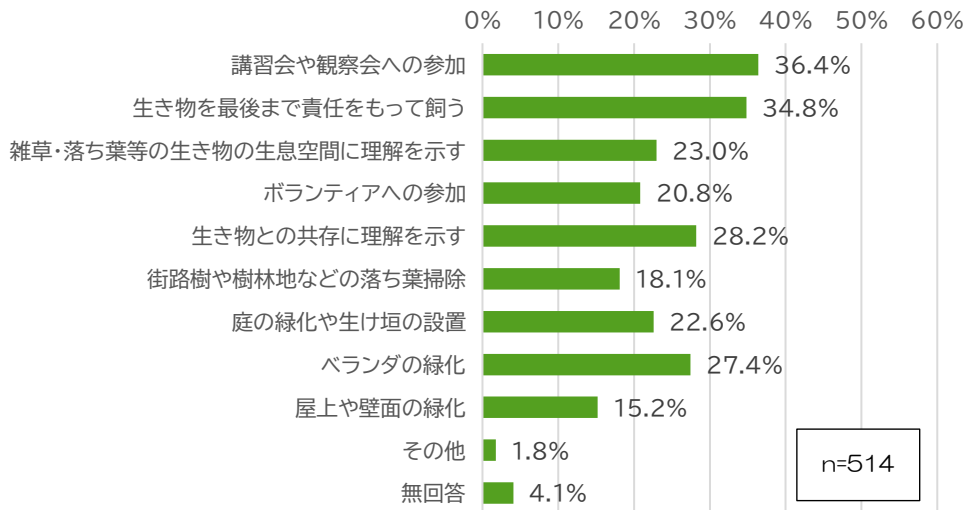
「生物多様性」という言葉について、「意味は知らないが聞いたことはある」「知らない」を合わせると、意味を知らないという方が5割以上と、「知っている」と答えた方を上回っています。

区に期待することとして、生物のためには「水辺や緑など生物の生息空間の整備」、緑のためには「公園緑地の充実」と回答した方が多い結果となりました。その他に多かったこととして、「講習会や観察会の充実」「特定外来生物の防除」「公共施設の緑化」「まちなかの緑の整備」があげられました。



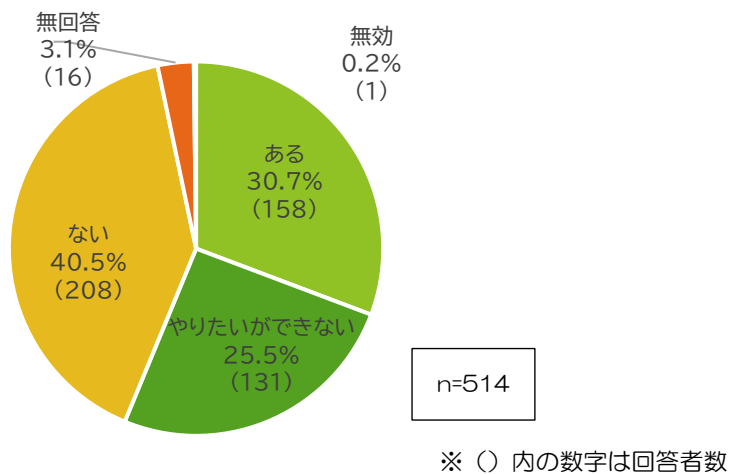
④緑や生物の保全について、自分でできること及びやりたいこと

自分でできることなどとして、「講習会や観察会への参加」と回答した方が一番多く、その次が「生き物を最後まで責任をもって飼う」となりました。しかし、「生き物との共存に理解を示す」「庭の緑化や生け垣の設置」「バルコニーの緑化」と回答した方も一定数います。



⑤地域の緑化や保全活動への参加経験について

保全活動への参加経験について、「ない」と回答した方が「ある」と回答した方を上回る結果となりました。また、「やりたいができない」と回答した方の多くは「時間がないため」参加できないと回答しています。



(3) ヒアリング調査

①目的

協働によって緑化を進めるには、区民らによる関係団体の協力は欠かせません。第二次墨田区緑の基本計画を策定し、より現実的な施策を展開するために、区内で環境関係の活動をしている団体などから、活動をしていくうえでの課題や、区内の緑と生物などに関してヒアリングを行いました。

②概要

種別	団体名	実施日
高校生物部	東京都立両国高等学校生物部	令和元年8月27日
	私立安田学園高等学校生物部	令和元年8月29日
公園ボランティア	立川第二児童遊園公園花クラブ	令和元年8月28日
	東あずま公園花クラブ	令和元年9月3日
	隅田公園さくらパートナーシップ	令和元年9月9日
緑化ボランティア	緑と花のサポーター	令和元年9月17日
自然環境保全啓発ボランティア	すみだ自然環境サポーター	令和元年11月23日

③主な聞取内容

■高校生物部

- ・ 昆虫や動物が好きで。部活に参加している。
- ・ 生物について勉強することで興味が広がっている。
- ・ 墨田区の緑を増やすには、自然の面白さを子供たちに伝えていくことが必要。
- ・ 勉強との両立が課題。

■公園ボランティア

- ・ メンバーが高齢化し、参加人数が減っているのが課題。
- ・ 「きれいだね」などの声をかけてもらえることがモチベーションとなっている。
- ・ 活動を始めて、他の花壇や虫にも目を向けるようになった。

■緑化ボランティア

- ・ メンバーを増やすことが課題。
- ・ 活動を始めて、まちなかの植物の世話をしている人の努力に気付くようになった。

■自然環境保全啓発ボランティア

- ・ 活動する仲間が増えない。
- ・ 生き物に興味を持つ子供を増やしたい。

5 墨田区の緑と生物の課題

墨田区基本計画の基本目標や、墨田区都市計画マスタープランであげられた課題、また、「墨田区緑の基本計画」の施策を進める中で考えられた課題を整理しました。

(1) 水と緑

本区は隅田川と荒川に挟まれ、区内には6つの内部河川があり、区内の河川延長23km以上と、水辺に恵まれています。この豊かな水辺空間を活かした、うるおいとやすらぎが実感できる空間を作ること、かねてからの区の課題とされています。

(2) 区民のニーズ

本区は震災や戦災などの歴史的経緯もあり、他の自治体と比較して緑地が少なく、緑被率も低くなっています。緑地の多くは公園にあります。荒川河川敷のような広大な緑地が存在するものはごく一部で、ほとんどが住宅地の中に点在しています。また、豊かな緑を求める声がある一方で、日常生活の便利さを求めるニーズも大きいものとなっています。

街路樹も貴重な樹木ですが、街路樹が植栽されている道路の多くは、民家に面しています。そのような事情から、葉が小さく冬季の落葉の清掃負担が軽い樹木や、美しい花を付ける樹木が好まれるようになり、住宅地の中にある公園には、防犯上の視認性、また、イベントや地域の祭りをを行う都合から、樹木よりも広場が求められるようになってきました。こうした地域の声を取り入れ、錦糸公園などの整備では樹木を減らし、イベントができる広場や芝生を設置した結果、多くの人でにぎわう公園に生まれ変わっています。

今後はより一層、緑が区民の日々の暮らしに与える心のやすらぎや豊かさを高めていくことが重要になるといえます。

(3) 緑被率について

これまで、本区の緑被率は関係者の努力により少しずつ増加をしていますが、直近の調査結果では10.7%であり、前計画に掲げた目標値「緑被率13%」とは離れたものとなっています。

住商工が混在し、すでに成熟した都市である本区では、新たな緑地を創出するには大きな制約があります。このため、新規建築物の建設や改修、整備の機会を捉え、緑地の整備につなげていくことが必要です。

(4) 区民の理解を深める

令和元年度に実施したアンケートによると、50.8%の人が「生物多様性」という言葉の意味を知りませんでした。緑化を進め、生物多様性を保全するには、区民一人ひとりが、緑の大切な役割と生物多様性の恵みについて理解を深める必要があります。

(5) 持続可能な緑化

屋上緑地など、集合住宅条例などにより設置した建築物上の緑化では、管理が不十分で良好な状態が保たれないことや、設備更新の際に撤去されてしまうことがあり、将来にわたって緑地が担保されるような仕組みづくりが求められます。また、緑化などに区と協働で取り組むボランティアは、参加者の固定化や高齢化が課題となっています。

(6) 生物多様性の保全とエコロジカルネットワークの形成

都市地域において生物多様性を保全するためには、生物の生育・生息地として緑地の規模や連続性を評価して、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区となる緑地を配置し、これらの緑地によるネットワーク（エコロジカルネットワーク）の形成を図ることが望ましいとされています

緑と生物の現況調査によると、今回調査した区内8か所は、エコロジカルネットワークの構成要素である拠点地区、回廊地区、緩衝地区と位置づけることができるとされ、それぞれの環境に応じた生物種が確認されました。

本区においては一定規模の緑地を新たに創出することは困難なので、今あるこれらの緑地を保全することが重要です。また、樹林構造の工夫などで、さらに多様性を高めることが期待できます。代表的市街地として京島一丁目を調査しましたが、完成された市街地である本区では、このような緩衝地区になりうる「まちなかに点在する緑」や、回廊ともなり得る「街路樹」を増やし、充実させることが、エコロジカルネットワークを強化し、生物多様性を高めるためには重要となります。

(7) 外来生物の存在

外来生物が確認されています。外来生物とは、元々その地域にはいないもので、人が持ち込み新たに定着した生物を指します。物流や温暖化などによって最近になって区内まで分布を拡大したものもあります。今後、適切な対応が必要です。

(8) 進行管理

本区の緑や生き物を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応しつつ、計画的に施策を進めていくため、施策の進捗状況について定期的に調査し、進行管理をする必要があります。

第3章
基本理念
基本方針
数值目標

第3章 基本理念、数値目標、基本方針

1 基本理念

水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ

本区は、震災や戦争などの歴史的な背景から、大規模な緑地は多くありません。しかし、江戸時代より受け継がれてきた春の花見などの四季の自然を楽しむ文化や、個人の家の軒下で植物を育む地先園芸などにみられるように、日常生活の中で、緑を愛で、育む文化が深く根付いているまちです。また、荒川や隅田川、北十間川などの豊かな水辺により、多くの区民が水と緑に親しみを持ち、これらは区の貴重な財産となっています。特に、新型コロナウイルス感染症拡大によりもたらされた新しい日常の中で、身近な緑に、より親しみを感じた区民も増え、水と緑の重要性が改めて人々に認識されたことがうかがえます。また、リニューアルされた隅田公園には、区民や来街者など、様々なところから様々な人が集まり、公園の緑が人と人との縁をつなぎ、新たな交流が生まれつつあります。

本区の水と緑は、わたしたちの日々の暮らしの中で心に安らぎを与えたり、コミュニティの中心となるだけでなく、江戸を現代に映す「歴史文化的な緑」、日常生活で豊かな感性を育み、にぎわいを創出する「生活空間の緑」をはじめ、「環境に資する緑」や「生き物が生息できる緑」、有事の際に避難場所となる「インフラとしての緑」、区外からの来街者への「おもてなしの緑」など、様々な役割や機能をもっています。

これまでの経緯をふまえ、本区では、人々の生活や心に寄り添い、豊かにする緑を、区民・事業者、来街者などの多様な主体によって未来の子どもたちへ引き継ぐとともに、生き物にとっても棲みやすい環境を充実していくことを目指し、「水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ」と掲げた緑の将来像を実現するために、本計画では5つの基本的な方針を定めています。

将来のイメージ



2 基本方針

基本理念をふまえ、以下の5つ基本方針をもとに取組を進めていきます。これらの方針に基づき取組を実施していくことで、本区におけるSDGsやグリーンインフラの推進に貢献していくこととします。

基本方針1 身近な緑に気づき、ふれあい、育む

区民一人ひとりが生活に身近な場所から緑を育む担い手となるための取組を推進していきます。また、より多くの人の緑に対する関心喚起、行動変容につなげるために公園等を活用したイベントや事業者の緑化技術の紹介など、学び・知る機会を充実していきます。

緑地が良好な状態で保たれ、多様な生物の生息場所として担保されるよう、区民一人ひとりが、緑の役割と生物多様性の恵みについて理解を深める場や機会の充実にも取り組んでいきます。

こうした取組をもとに緑に関心をもった区民が生活に身近な場所で緑を増やし、育み、心豊かな生活を送るための行動を促進していきます。

基本方針2 緑と生物多様性を守り継承する

豊かな生態系を持つ水辺環境や、まとまりのある緑を適正に保全・維持管理し、地域の環境を次世代に継承していきます。

また、生物多様性についても、現在、私たちが暮らしの中で植物や生き物から受けている恵みを次世代につなぎ、植物や生き物と共生していくため、生物の生息・生育環境を確保・整備し、緑と生物を継承する取組を推進していきます。

基本方針3 緑のある暮らしを共創し、生物多様性の保全に協働で取り組む

建物の敷地・壁面・接道部・屋上や駐車場といった区民の生活の身近な場所で、多様な主体が連携・協働し、緑を増やしていくとともに、区・事業者・区民との協働により緑が豊かな環境を保全する、より効果的なしくみづくりも検討していきます。また、保護樹木など歴史を継承した貴重な緑について、所有者や周辺区民との協力を得ながら、保全を進めていきます。

区においては庁内の連携を強化していくことで、適切な状況把握に努めていきます。また、区民や事業者と緑のある暮らしをともに進めていくために必要な情報を必要な時・必要な人に届くように適切な情報発信・共有の在り方も検討していきます。

こうした取組をもとに、多世代・多様な区民が交流・協働する緑の拠点を充実し、緑のある暮らしを共創していきます。

基本方針4 緑をつなぎ、広げる

水辺付近にまとまった大規模な公共の緑を拡充するとともに、エコロジカルネットワークの緩衝地区になりうる「まちなかに点在する緑」を増やし、樹林構造を工夫することで生物多様性に配慮した整備や管理を行うよう努めます。また、点在する緑をつなぐ回廊ともなりうる「街路樹」を増やすことで、ネットワークを強化していきます。

基本方針5 緑を生かしてまちの魅力を向上する

江戸の情緒あふれる拠点や道路、文豪らにゆかりのある地域において、周辺環境と調和した緑づくりとともに、路地園芸などの地域の緑文化が息づく緑づくりの伝承・育成を推進していきます。また、身近な緑や公園を活用した取組等を促進していくことで、区民をはじめ来街者にとっても憩い、楽しめるにぎわいの場づくりにも取り組んでいきます。

■ 5つの基本方針の取り組みイメージ

各基本方針にそって施策が展開されていくイメージを以下に示します。

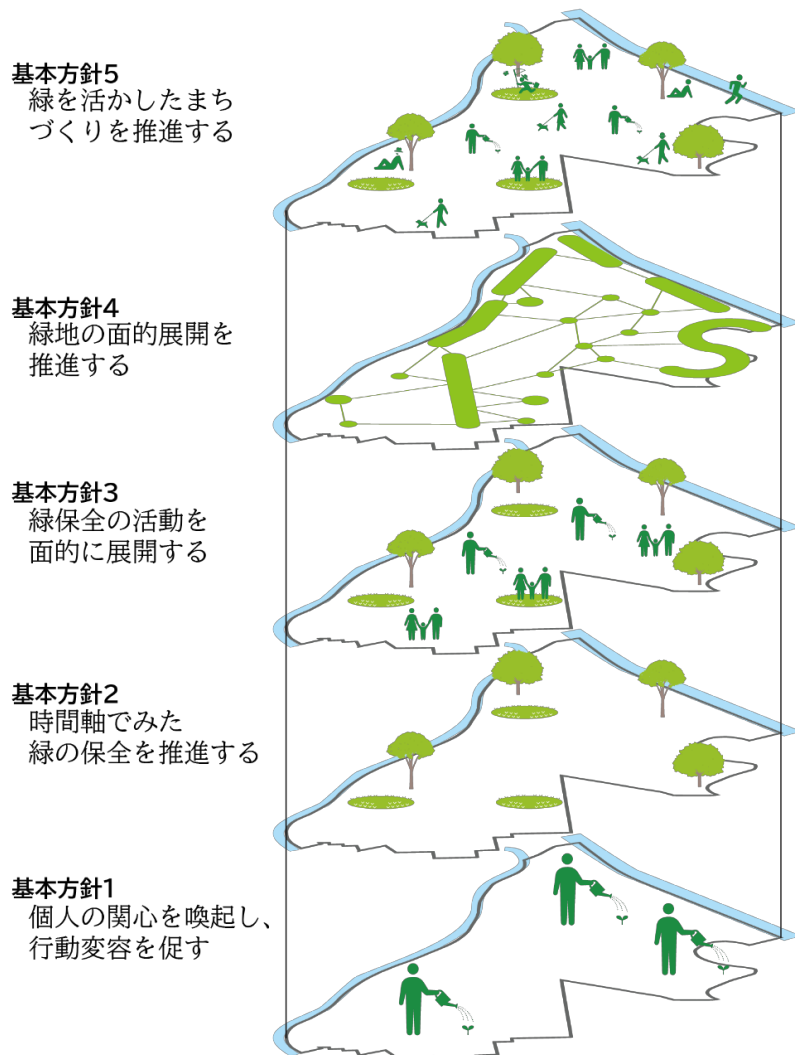


図13 基本方針の取り組みイメージ

3 目標

目標1 緑の満足度の向上

身近に感じられる緑を増やし、緑にふれる機会を充実させることで、日々の暮らしにうるおいや安らぎを感じられるように、緑の満足度を向上させることを目標とします。

そこで、住民意識調査における「生活環境評価 緑の豊かさ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合を指標とします。

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和22年度)
住民意識調査における「生活環境評価 緑の豊かさ」で「やや良い・良い」と回答した区民の割合	27.2%※1	35%

※1：第26回墨田区住民意識調査結果（令和2年10月）

目標2 生物多様性の重要性や、生物との共生に理解を深めている人の増加

区内全域が都市部にある本区において、日常の生活の中で生物多様性をイメージすることは困難です。しかし、食糧やエネルギーなどの資源の多くを都市以外の自然環境に頼っている現実から、私たちの行動一つ一つが、自然環境に対して大きな影響を与えることになり、生物多様性の重要性を理解し、行動することが大切となります。そこで、様々な施策を通して生物多様性の重要性を普及啓発し、生物との共生に理解を深めている人の増加を目標とし、生物多様性という言葉の認知度をその指標とします。

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和22年度)
生物多様性という言葉の認知度	45.3%※2	50%

※2：緑と生物に関する区民アンケート結果（令和元年）

目標3 水や緑のうるおいを感じられるまちづくり

「緑被率」とは、緑地（樹林、草地、屋上緑地）が占める面積割合のことです。この「緑被率」に「河川等の水面が占める割合」と「公園内の緑で覆われていない面積の割合」を加えたものが「みどり率」です。河川や池などの水面や、公園全体としても緑が持つ役割を担っていることから、東京都では、この「みどり率」を「緑の東京計画」（平成12年）で指標化しました。本計画においても、この「みどり率」を指標にすることとします。

指 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和22年度)
みどり率 ◆参考値 [緑被率 10.7% ^{※3} 緑視率 19.0% ^{※3} (区平均)] 前計画で掲げた緑被率13%は目指すべき将来の目標とし、緑視率(人の視界に占める緑の割合を測る指標)とともに、緑化の参考値とします。	20.8% ^{※3}	23%

※3：墨田区緑と生物の現況調査（平成31年）

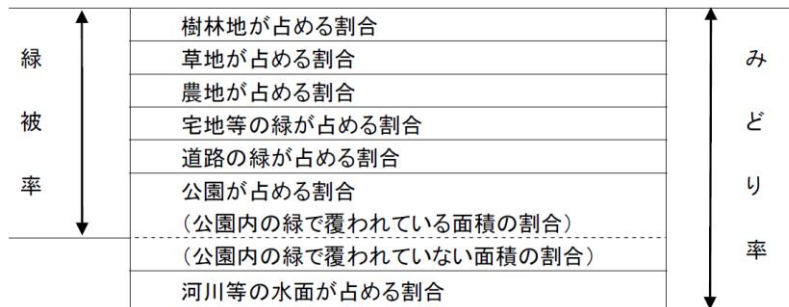
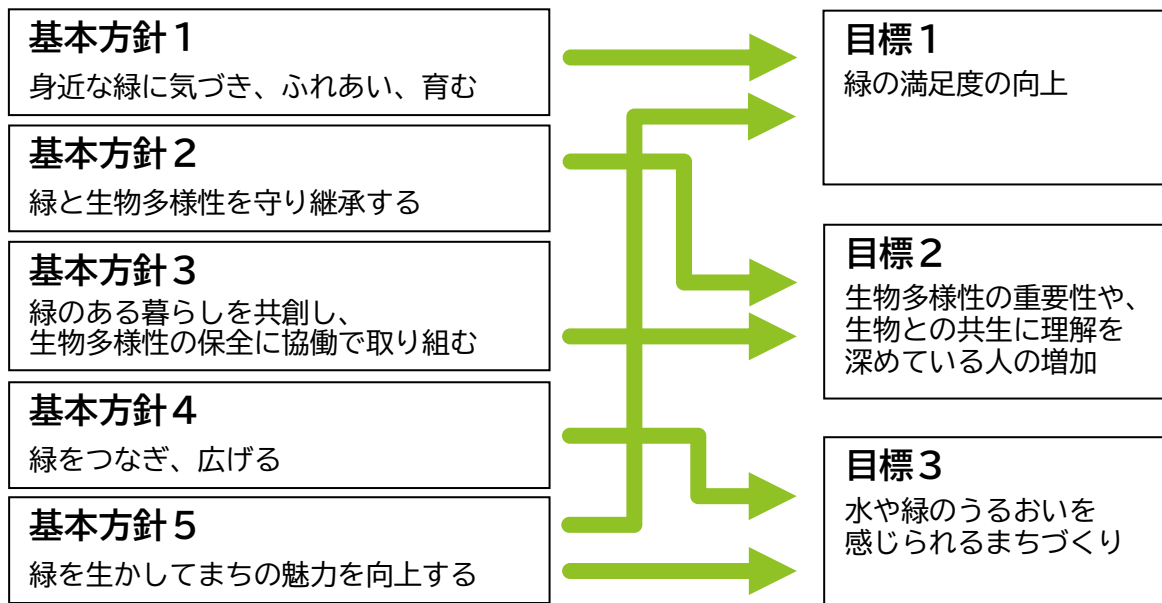


図14 緑被率とみどり率との関係

出典：「緑の東京計画」（平成12年12月、東京都）

■基本方針と目標の関係



将来像図



図15 将来像図

第4章 施 策

第4章 施策

1 施策体系

基本理念	基本方針	視点
水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ	<p>1</p> <p>身近な緑に気づき、ふれあい、育む</p> <p>※個人の関心喚起・行動変容</p>	<p>1-1 身近な緑にふれる機会を充実する</p> <p>1-2 緑と生物について学ぶ機会を充実する</p> <p>1-3 区民の活動の場や機会を充実する</p>
	<p>2</p> <p>緑と生物多様性を 守り継承する</p> <p>※時間軸で見た緑の保全</p>	<p>2-1 緑を保全する</p> <p>2-2 生物多様性を確保・保全・拡充する</p>
	<p>3</p> <p>緑のある暮らしを 共創し、生物多様性の 保全に協働で取り組む</p> <p>※緑保全活動の面的展開</p>	<p>3-1 暮らしに身近な緑を育み、増やす</p> <p>3-2 協働・共創により緑化を推進する</p>
	<p>4</p> <p>緑をつなぎ、広げる</p> <p>※緑地の面的展開</p>	<p>4-1 緑の拠点を拡充する</p> <p>4-2 緑のネットワークを拡充する</p>
	<p>5</p> <p>緑を生かしてまちの 魅力を向上する</p> <p>※緑を生かしたまちづくり</p>	<p>5-1 公園を活用する</p> <p>5-2 緑と花を生かした空間づくりを 推進する</p>

【継】 前計画から継続する取組 【新】 本計画から始まる新たな取組
 【修】 前計画の内容を修正する取組 【拡】 前計画の内容を拡充する取組 ※網掛け：重点施策

具体的な取り組み

- | | |
|---|------------------------------------|
| ①緑に係るイベントの開催【継】
③顕彰制度の実施【継】
⑤情報発信の強化【新】 | ②事業者の緑化技術の紹介【継】
④人材育成の仕組みづくり【新】 |
|---|------------------------------------|

- | | |
|--|--|
| ①緑と生物に係る講習会・環境学習の実施【継】
③生物のモニタリング調査の実施【継】 | ②生き物を観察する機会の充実【継】
④生き物や植物を育てる際のルール啓発【新】 |
|--|--|

- | | |
|--|-------------------|
| ①「緑と花の学習園」機能の拡大【継】
③緑を用いた生きがいづくり・交流の支援【新】 | ②区民主体の緑化活動への支援【継】 |
|--|-------------------|

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| ①地域固有の緑文化を育む【継】
③持続可能な緑地の創出【新】 | ②樹木の保全・更新【拡】 |
|-----------------------------------|--------------|

- | | |
|---|--|
| ①生物多様性に配慮した暮らしの促進【新】
③内部河川沿いの水辺整備【継】
⑤野鳥が行きかう環境づくり【継】
⑦学校など教育施設の緑化の推進【継】 | ②荒川・旧中川の自然生態系の保全【継】
④生き物が生息できる空間づくり【継】
⑥河川沿いの緑づくり【継】 |
|---|--|

- | | |
|--|-------------|
| ①緑と花のまちづくり推進地域制度の充実【継】
③壁面緑化・緑のカーテンの推進【継】 | ②屋上緑化の推進【継】 |
|--|-------------|

- | | |
|--|--|
| ①緑化協定の締結【修】
③緑と花のまちづくり推進地域制度の充実(再)【継】
⑤区民による緑化協力組織の育成【継】 | ②緑に関する調査・会議の実施【継】
④区民や事業者の提案による緑と花のまちづくり【継】
⑥区民主体の緑化活動への支援(再)【継】 |
|--|--|

- | | |
|---|-----------------------|
| ①公園緑化の推進【継】
③大規模な民有地及び公共施設整備における条例及び要綱に基づく緑化の促進【修】 | ②学校など教育施設の緑化の推進(再)【継】 |
|---|-----------------------|

- | | |
|-------------------|-------------|
| ①水と緑のネットワークづくり【継】 | ②道路緑化の推進【継】 |
|-------------------|-------------|

- | | |
|--|---|
| ①シンボルとなる公園づくり【継】
③誰でも快適に使える公園づくり【継】
⑤訪れた人の心と体が健康になる公園づくり【継】
⑦気軽に行ける公園づくり【継】
⑨緑を育てる拠点づくり【継】 | ②災害からまちを守る公園・広場づくり【継】
④子どもを健やかに育てる公園づくり【継】
⑥歴史や文化を伝える公園づくり【継】
⑧生きものを育む緑のある公園づくり【新】 |
|--|---|

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ①緑と花の拠点づくり【継】 | ②緑や公園を活用したまちのにぎわいづくり【新】 |
|---------------|-------------------------|

2 施策

基本方針 1

身近な緑に気づき、ふれあい、育む

(1) 身近な緑にふれる機会を充実する

区民のだれもが日々の暮らしの中で心の安らぎや豊かさを感じることができるよう、身近な緑にふれる機会を充実していきます。また、イベントや緑化技術を学び・知る機会を提供することで、緑に関心をもった緑を育む担い手となる取組を推進していきます。

また、より多くの人に興味・関心を持ってもらうために様々なメディア等を活用した情報発信を行っていきます。

① 緑に係るイベントの開催

継続 区/区民 -

緑とのふれあいは、安らぎやうるおい、楽しさなどを感性で体感する経験を通して、緑を愛する心や豊かな感性を養う機会となります。

緑豊かな公園や生き物がみられる川沿い、四季の緑や花、感性で楽しむ緑や花、歴史文化に触れるスポットなど、公園や生き物・まちの景観・歴史文化の多様性とあわせて緑を楽しむためのイベントを開催します。

現在、さくらまつりや環境フェア、すみだまつりなどのイベントにおいて、ハンギングバスケットなどの展示や緑に関するイベントを実施しており、今後もこれらの取組みを進めていきます。

② 事業者の緑化技術の紹介

継続 区/事業者 -

区民による自主緑化、緑のまちづくりを進める際の見本となるよう、現在、事業者による壁面緑化の見本をHPで公開し、実際に見学できるようにしています。

これらを継続していくとともに、今後は、より多くの人に事業者の緑化技術を知ってもらえるように、緑に係わるイベント開催時にも企画展示を行い、屋上緑化や壁面緑化について積極的にPRしていきます。

③ 顕彰制度の実施

継続 区 -

緑化活動に係わっている人の関心を高め、活動を一層活発にしていくため、自発的に緑化・維持管理活動を行っている公園愛護委員や区民ボランティア、特殊な技術を要する壁面緑化の事業者や、本区にとって貴重な大木などを保全している区民など、緑の創出、維持管理に貢献している人に対して顕彰する「墨田区環境改善功労者・功労団体 緑化部門」の表彰を積極的に行っていきます。

④ 人材育成の仕組みづくり

新規 区/区民 重点

緑化施策を推進していくためには、区民ボランティアの協力が不可欠です。緑と花のサポーター、公園愛護会など多くのボランティアが活動していますが、いずれもメンバーの固定化や高齢化が課題になっています。このボランティアのすそ野を広げ、自ら行動し、活動していける幅広い世代の人材を増やしていく必要があります。

近年区内に開設した大学などの協力を得ながら、人材育成を図るため、参加しやすいボランティア活動の仕組みづくりを行っていきます。



⑤ 情報発信の強化

新規 区/区民 -

本区では、緑の大切さや、生物多様性の意義をわかりやすく啓発するとともに、区民に緑や生き物に親しんでもらえるよう、様々な講習会や観察会を実施しています。これらの取組をより多くの区民に興味・関心を持ってもらうため、現在は区のお知らせや区のホームページで情報発信をしています。今後はさらに、SNSや動画配信なども積極的に活用し、より多くの人々に区の取組や、緑や生き物に触れあう楽しさなどを伝えていきます。

(2) 緑と生物について学ぶ機会を充実する

区民の緑と生物への関心を喚起するとともに、生き物にとっても生息の基盤となる緑や環境への関心を高めていくための機会を充実していきます。また、専門家による調査等を行うことで、区の生物多様性保全の現状を適切に把握していきます。

① 緑と生物に係る講習会・環境学習の実施

継続

区/区民/
事業者

-

区民が緑化活動をより拡げていく上で必要となる緑や花の育て方、土の作り方、屋上や壁面の緑化の進め方などを啓発する様々な緑の講習会の開催を増やしていきます。

また、現在実施している森林整備体験事業などをはじめ、次世代の緑づくりを担う子ども達に、緑の現状や緑の効用について学ぶ環境学習の機会を充実していきます。これらの講習会や環境学習については、動画配信などのオンラインサービスなども積極的に活用し、実施していきます。

② 生き物を観察する機会の充実

継続

区/区民/
事業者

-

区民の生き物に対する関心を高めるために、自然観察会を開催していきます。

また、生き物の生息空間を保全・創出する区民活動につなげていくため、区民に本区の生き物の生息状況などを公開し、区民が生き物について学ぶ講座を実施するとともに、区民が区内で撮影した生き物や植物の写真を区ホームページ「すみだの生きもの写真館」に投稿していただき、情報を共有していきます。

これらの講習会や環境学習については、動画配信などのオンラインサービスなども積極的に活用し、実施していきます。

③ 生物のモニタリング調査の実施

継続 区/区民 -

生物多様性を高めていく上では、本区に生息する生き物の種類や生息状況、重要種や外来種の有無を把握する必要があり、定期的に専門家による生物のモニタリング調査を継続し、生き物に関する基礎資料を整理していきます。

④ 生き物や植物を育てる際のルール の啓発

新規 区/区民/
事業者 -

公園の池に人が放したと思われる外来種の魚が生息していたり、道路上に置かれた植木鉢が通行の支障になることがあります。植物や動物を育てる際には、周囲の人に迷惑をかけない、最後まで責任を持って育てる・飼うなどの最低限のルールがあります。区民が緑や生物と心地よく生活を送るためには、生物多様性の意義を区民にわかりやすく周知するとともに、これらのルールを、イベントなどを通じて啓発していきます。

(3) 区民の活動の場や機会を充実する

生活に身近な場所で緑を育む担い手となるための活動の場や機会を充実し、一人ひとりの活動や活動を通じた交流を支援していきます。

① 「緑と花の学習園」機能の拡大

継続 区/区民 -

区民に向けての緑に関する様々な情報発信や、区民の緑づくりを支援する場として「緑と花の学習園」があります。ここで実施している専門家による緑化相談・区民に対する緑化啓発・推進事業への協力、緑と花のサポーターによる学習園の維持管理、イベントや緑に係わる講習会の支援を継続します。

また、区民の緑づくりの活動に関する活動内容や場所、活動団体や資材の情報を一元管理し、活動に対する有益な情報を発信していきます。

さらに、文花地区に開設された大学との連携やキャンパスコモンの活用等によって、緑と花の学習園を中心としたボランティア活動や、緑化の推進を展開していきます。

② 区民主体の緑化活動への支援

継続 区/区民/
事業者 重点

現在、区民の緑づくりを支援する方策として、屋上緑化助成制度、壁面緑化助成制度、緑のへい助成制度などの各種緑化助成、緑と花のサポーター活動への支援、苗の無料配布、緑化・維持管理に関する技術援助として屋上緑化維持管理支援制度、定期的な講習会を開催しています。

区民の自主的な緑づくりに対しては、これまでの緑化助成や、緑と花の学習園での緑化相談を継続していきます。また、まちなかの緑づくりを推進する緑と花のサポーターやその他ボランティア団体、町会や自治会による緑づくりに対して、区民の負担を軽減させるため、資材支援、技術支援の拡大のみならず、文花地区に開設された大学と連携し、区民が参加しやすい仕組み作りについて検討していきます。

③ 緑を用いた生きがいづくり・交流の支援

新規 区/区民 -

緑には、人と自然のふれあいの場を提供することでレクリエーションの場の確保や心身の健康づくりに役立つ、コミュニティ活動の場としての役割があげられます。

緑を活用することで人々の生きがいづくりや、交流を生み出し、人々の暮らしを豊かにしていきます。これらの取組は緑化講習会やイベントの実施、緑と花のサポーター等のボランティア活動によって進めていきます。また、様々な世代や立場の人が園芸を通じて交流を図るという流れもあります。そのような取組を支援していきます。

基本方針 2

緑と生物多様性を守り継承する

(1) 緑を保全する

社寺林やまちなかの大木・樹林地など、歴史を継承する緑を保全し、次世代に継承していきます。また、軒先等の小さなスペースを活用して緑を育む文化を守り継承するとともに、条例や要綱に基づく緑地整備の指導にも取り組んでいきます。

① 地域固有の緑文化を育む

継続 区/区民/
事業者 -

本区は、荒川や隅田川、北十間川などの豊かな水辺に囲まれ、江戸時代より受け継がれてきた春の花見、夏の夕涼みや花火など、四季の自然を楽しむ緑文化があり、日常生活の中で、水と緑を通して豊かな情緒を育んできました。情緒ある下町風情を残すまち並みでは、家の軒先の小さなスペースを活用し、季節の花々を大切に育む文化もあります。このような緑を愛する人々の心を育み、より、本区の緑文化を発展させていくため、各種講習会の実施やまちなか緑化制度の充実を図っていきます。

② 樹木の保全・更新

拡充 区 -

社寺境内地の社寺林や大規模工場などにある大木や樹林地は、歴史を継承した区内の保全すべき貴重な緑です。

一定程度以上の健全な樹木と生垣については、特別保全樹木に指定し、所有者の日常的な管理を軽減するために、剪定や樹木医による樹木の診断など維持管理に要する経費の補助を継続していきます。

③ 持続可能な緑地の創出

新規 区/区民/
事業者 重点

現在、墨田区は「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例（集合住宅条例）」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」に基づき、緑地整備を指導しています。

実際に設けられた緑地の管理が不十分な状態となったり、設備更新の際に緑地が撤去されてしまうことがないように、将来にわたって質の高い緑地が担保されることを目指し緑に関する条例や要綱の制定などの検討を行っていきます。



(2) 生物多様性を確保・保全・拡充する

生物多様性の恵み（P.5 参照）を将来にわたって享受し、豊かな暮らしを続けるために、区民の理解を深めるとともに、生き物が生息しやすい環境を確保・保全・拡充していきます。

① 生物多様性に配慮した暮らしの促進

新規 区/都・国 重点

「生物多様性」という言葉の区民の認知度は 45.3%（※P.29 参照）となっています。この認知度向上にむけ、様々な機会を利用して、啓発していきます。また、観察会や各種講座等の取組を通して生物多様性について理解を深め、配慮した暮らしを促進していくことで、生き物にとっても生息しやすい環境を確保・保全・拡充することにつながります。



② 荒川・旧中川の自然生態系の保全

継続 区/都・国 -

平成 30 年度に行われた「墨田区緑と生物の現況調査」などの調査において、荒川の水辺には、カンムリカイツブリ、ダイサギ、ニゴイ、アオダイショウなどの重要種が確認されています。これらの生き物が生息できる水辺の自然生態系を支えているヨシ原や草原の保全をしていきます。

また、旧中川の水辺には、ウラギクなどの重要種や、ハクセキレイ、コガモ、ツグミ、ハゼなどの生き物が確認されています。荒川に続いて生き物が比較的豊かな旧中川は、ヨシやガマなどの植物を再生し水辺の自然環境に配慮した護岸管理を行い、生き物が生息しやすい環境を保全していきます。

③ 内部河川沿いの水辺整備

継続 区/都 -

隅田川や旧中川などにつながっている内部河川は、生き物にとって重要な生息環境であり、また生息環境を移動するための重要なネットワークです。この内部河川の環境を整備していくことが、生物多様性の保全につながります。

生き物が生息しやすい環境を保全していくため、水質浄化施設の維持管理、東京都と連携した護岸の緑化整備などを進めていきます。

④ 生き物が生息できる空間づくり

継続 区 -

生き物のすみかとなる空間や自然地に近いビオトープなど、生き物が生息できる空間を河川沿い、公園、学校をはじめ、まちなかの様々な場所につくり、定期的な清掃などにより保全していきます。

また、昆虫や鳥など飛翔性の生き物の中継場所となるよう屋上緑化を進めていきます。

⑤ 野鳥が行きかう環境づくり

継続 区/都・国 -

生態系が単調な市街地において、生物多様性の向上を図る際は、市街地内の樹林を効率よく利用する能力をもっている野鳥（シジュウカラやメジロなどの野鳥）に注目し、野鳥が移動できる空間づくりを進めていきます。

野鳥の移動空間となるよう、緑が連なる街路樹を整備し、沿道において都市開発諸制度などの開発が行われる場合、公開空地などで沿道の緑を創出することにより、河川の緑や公園などの規模の大きい緑地とつないでいきます。なお、街路樹の整備にあたっては、これらの樹林性鳥類が好む花の咲く樹種を中心に選定していきます。

⑥ 河川沿いの緑づくり

継続 区/都・国 -

本区は、隅田川や荒川などの河川や、区内を縦横に流れる内部河川の流れなど、水が象徴であるまちです。河川沿いは、水辺の眺望を楽しみ、涼しい風に触れることができる心地良い空間を形成しており、水辺空間の魅力を向上させるとともに、沿川市街地との連続性や一体性に配慮したまちづくりを進めています。

河川の水辺と緑の一体的な環境を活かし、自然環境に配慮するとともに、大横川親水公園のような拠点となる自然環境や、地域の魅力づくり・にぎわいづくり、生物多様性の保全などに資するグリーンインフラとしての整備・活用を進めます。

⑦ 学校など教育施設の緑化の推進

継続 区/区民 -

学校の敷地や校舎は規模の大きいものが多く、緑化により緑の量を確保でき、ヒートアイランド現象への対策をはじめ、環境学習への活用など多くの効果が期待されます。

校舎への蓄熱を防止し、子ども達の夏の暑さを軽減させるためには、校舎の屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを推進します。また、低層住宅から中高層住宅へと住まい方が変わり、土や緑と触れ合う機会の少なくなった子ども達に向けて、緑の環境学習・生き物とのふれあいの場としてビオトープの整備を進めます。

基本方針 3

緑のある暮らしを共創し、生物多様性の保全に協働で取り組む

(1) 暮らしに身近な緑を育み、増やす

緑に興味・関心をもった区民が生活に身近な場所で緑を育み、多様な活動を進めていくことができるよう、緑化を支援する制度を充実していきます。また、事業者とともに、屋上や壁面等を活用し緑の豊かさを感じられるまちづくりを推進していきます。

① 緑と花のまちづくり推進地域制度の充実

継続 区/区民/
事業者 -

現在、緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した区民発意による緑のまちづくりが進められており、今後も、同制度を活用した緑のまちづくりを進めていきます。

② 屋上緑化の推進

継続 区/区民/
事業者 -

建物が密集し、地上部に緑地を増やすことが困難な本区において、建築物の屋上を緑化することは有効な方法の1つです。また、都市におけるヒートアイランド現象の緩和という効用もあり、より環境に資する緑化方法だといえます。

一般住宅や集合住宅、工場、区の施設などの新增築時、既設の建物の改修の機会を捉え、屋上緑化を積極的に進めていきます。また、屋上緑化助成制度を用いた緑化が進むよう、助成内容を区民に周知していきます。

住宅系（戸建住宅、併用住宅、集合住宅）の屋上緑地は一箇所あたりの緑化面積は小さいものの、緑化面積合計の約50%を占めており、本区の屋上緑地の面積に大いに寄与しています。今後は住宅の屋上緑化を一層進めるとともに、公共施設の屋上緑化もあわせて進めます。

③ 壁面緑化・緑のカーテンの推進

継続 区/区民/
事業者 -

壁面緑化はまとまった緑が人々の目に留まります。また、まちなかの交差点・バス停や駅前などアイストップとなる場所の緑化は小さくても人々の注意を惹きます。これらを効果的に利用して、立体的に緑化を図ることは、緑の豊かさを区民が感じられるまちづくりを進めるにあたり有効な手段の一つとしてあげられます。また、都市におけるヒートアイランド現象の緩和という効用もあり、より環境に資する緑化方法だといえます。

本区では一般住宅や集合住宅、工場、区の施設の新増築時、既存の建物、高速道路や鉄道の橋脚の改修の機会を捉え、壁面緑化を積極的に進めるとともに、壁面緑化助成制度を用いた緑化が進むよう助成内容や事業者による壁面緑化の事例を区民に周知・紹介していきます。

また、ゴーヤ、朝顔等のつる性植物でつくる「緑のカーテン」は、夏の厳しい日差しを和らげることでヒートアイランド現象緩和の効果があり、壁面緑化よりも手軽に設置することができます。この緑のカーテンについては現在、講習会やコンテストの実施、一般区民や事業者、保育園や小学校等の公共施設に対し普及啓発を行っていますが、保育園や児童館など公共施設において、より一層の拡大を働き掛け、より多くの人に設置してもらうため、これらの取組を今後も継続して実施していきます。

(2) 協働・共創により緑化を推進する

区民の多様なニーズに対応した緑づくりや生物多様性保全の取組を効果的かつ効率的に推進していくためには区民・事業者・区が良好なパートナーシップを築くことが重要です。制度の拡充、組織団体の育成・支援等を通して、協働・共創による緑化を推進していきます。

① 緑化協定の締結

修正 区/区民/
事業者 -

現在、墨田区では「墨田区の緑化に関する要綱」に基づき、3件の工場と緑化協定を締結しています。区内の良好な環境を維持するため、現行の要綱に基づく緑化協定を継続していくとともに、取組について周知していきます。

② 緑に関する調査・会議の実施

継続 区/区民/
事業者 -

概ね10年ごとに区内の緑被現況や緑化状況、生き物の生息状況を客観的に把握するため「墨田区緑と生物の現況調査」を実施します。また、庁内連携を図り、「第二次墨田区緑の基本計画策定庁内検討委員会」を「緑の推進会議（仮称）」に移行し、緑化の課題について検討し、全庁的な取組を推進していきます。

③ 緑と花のまちづくり推進地域制度の充実

継続 区/区民/
事業者 -

現在、緑と花のまちづくり推進地域制度を活用した区民発意による緑のまちづくりが進められており、今後も、同制度を活用した緑のまちづくりを進めていきます。

④ 区民や事業者の提案による緑と花のまちづくり 継続 区/区民 -

参加者が自発的に考えた管理運営のアイデアなどをいかせるようなサポートの実施や公園緑地の改修整備などを行います。

公園愛護協定や緑と花のまちづくり推進地域制度など、既存の区民参加事業の充実を図ります。また、CSRの考えのもと、事業者と連携した緑の公園づくりなどを行い、大規模開発の際には緑と花のまちづくりを意識したグリーンインフラの整備を誘導していきます。

⑤ 区民による緑化協力組織の育成 継続 区/区民 重点

現在、公園や児童遊園では、66 団体が委員会を結成し、公園の自主的管理を進めています。また、公園以外のまちの緑の活動については、「緑と花のまちづくり推進地域制度」に基づき、町会・自治会などの団体が活動を進めています。今後も、緑と花のまちづくり推進地域制度を活用し、区民発意の緑のまちづくりが広がるよう、活動内容や場所の情報提供などを定期的に行っていきます。

⑥ 区民主体の緑化活動への支援 継続 区/区民/事業者 重点

現在、区民の緑づくりを支援する方策として、屋上緑化助成制度、壁面緑化助成制度、緑のへい助成制度などの各種緑化助成、緑と花のサポーター活動への支援、緑化・維持管理に関する技術援助として屋上緑化維持管理支援制度、定期的な講習会を開催しています。

区民の自主的な緑づくりに対しては、これまでの緑化助成や、緑と花の学習園での緑化相談を継続していきます。また、まちなかの緑づくりを推進する緑と花のサポーターやその他ボランティア団体、町会や自治会による緑づくりに対して、区民の負担を軽減させるため、資材支援、技術支援を拡大していきます。

基本方針 4 緑をつなぎ、広げる

(1) 緑の拠点を拡充する

開発事業等のまちづくりや公共施設の整備に合わせて、心地よく快適に暮らせる環境づくり、生き物と共生するまちづくりに寄与する緑の拠点を整備、拡充していきます。

① 公園緑化の推進

継続 区/区民/
事業者 -

緑地の多くは公園にあります。密集した市街地で緑が少ない本区においては、まとまった緑の拠点として公園の緑を増やし、維持・保全していく必要があります。一方で見通しのよい安全な公園や、広々とした広場のある公園を求めるなど区民ニーズは多様化していることから、公園の規模や周辺環境、地域のニーズなどを考慮しながら公園づくりを推進します。

② 学校など教育施設の緑化の推進

継続 区/区民 -

学校の敷地や校舎は規模の大きいものが多く、緑化により緑の量を確保でき、ヒートアイランド現象への対策をはじめ、環境学習への活用など多くの効果が期待されます。

校舎への蓄熱を防止し、子ども達の夏の暑さを軽減させるためには、校舎の屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテンづくりを推進します。また、低層住宅から中高層住宅へと住まい方が変わり、土や緑と触れ合う機会の少なくなった子ども達に向けて、緑の環境学習・生き物とのふれあいの場としてビオトープの整備を進めます。

③ 大規模な民有地及び公共施設整備における
条例及び要綱に基づく緑化の促進

修正 区/区民/
事業者 重点

近年、墨田区内では工場の廃業に伴う土地利用転換により、集合住宅の建設が多くなっています。これらの機会を捉え、確実かつ戦略的に緑化を進めていくため、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」、「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」に基づき将来にわたり、可能な限り質が高く、量的にまとまった緑地が担保されるような緑化指導を行っていきます。

また、都市開発諸制度などで生まれる公開空地などについては都が策定した「公開空地等のみどりづくり指針」と連携し、国や都の施設は区の施設と同様に質の高い緑化が図られるよう誘導していきます。

このほか、公共施設の新設・改築などは面的な緑がまとまって確保できる機会ですので、民間施設と同様に質の高い緑化を推進していきます。

実際に設けられた緑地について管理が不十分で良好な状態が保たれていなかったり、設備更新の際、屋上緑化など建築物上に設けられた緑地が撤去されてしまう可能性もあります。開発行為や建築行為に対して、緑地創出・保全の観点から強い指導を行い、緑に総量を増やしつつも、将来にわたり、質の高い緑地が担保されるよう緑に関する条例や要綱の制定などの検討を行っていきます。

(2) 緑のネットワークを拡充する

区内に点在する緑をつなぐ、河川や緑道等の緑地や街路樹の整備を促進し、緑のネットワークを拡充していきます。また、ネットワークを形成するこれらの資源を将来にわたって維持していくことで、地域の魅力づくりやにぎわいづくり、生物多様性の保全などに資する墨田区のグリーンインフラを構築していきます。

① 水と緑のネットワークづくり

継続 区/都・国 -

墨田区は隅田川、荒川に挟まれ、区内には旧中川、旧綾瀬川、北十間川、横十間川、堅川、大横川の6つの内部河川があり、区内の河川延長は23km以上と水辺に恵まれています。

旧中川水辺公園は水辺に親しめる公園として整備され、また北十間川西側区においては、にぎわい創出と観光回遊性向上を目的に一体的な整備及びまちづくりが行われました。

このように、河川の水辺とみどりの一体的な環境を活かし、自然環境に配慮するとともに、地域の魅力づくりやにぎわいづくり、生物多様性の保全などに資するグリーンインフラとしての整備・活用を進めます。

② 道路緑化の推進

継続 区/都・国 -

道路の緑は、通りの魅力向上に加え、災害時には延焼防止や建物の倒壊抑制の役割を果たす重要な緑です。

本区の幹線道路、地区幹線道路の内、未着手路線については、歩道整備事業などにおいて街路樹整備を進めていきます。なお、街路樹整備にあたっては、安全で快適に歩ける空間づくりに留意し、道路や沿道景観に変化をもたせ、延焼防止や建物の倒壊抑制に有効な樹種の選定や植栽間隔なども検討していきます。また、都道や国道においては、区として呼びかけを行い街路樹整備や緑の充実を図っていきます。

基本方針 5

緑を生かしてまちの魅力を向上する

(1) 公園を活用する

区の緑の約4分の1は公園の緑であり、近隣住民にとって貴重な地域の憩いの場となっています。また、緑が豊かな公園は生き物の生息場所にもなっています。区の緑が環境保全、レクリエーション、防災、景観形成といった重要な役割を果たしている点をふまえ、多面的な視点から公園の整備・利活用を促進していくことで地域のにぎわいづくり、魅力向上に取り組んでいきます。

① シンボルとなる公園づくり

継続 区 -

隅田公園や錦糸公園、大横川親水公園、旧中川水辺公園など大規模公園は、歴史・文化、自然、スポーツ施設、区民ボランティアの実施など様々な要素をもっており、本区のシンボリックな公園となっています。それらのまちのシンボルとなる公園の特徴を一層伸ばします。

小・中規模公園は規模や周辺環境に応じて個性化を図り、リニューアルを進めます。

また隅田川沿いの公園では「隅田川水辺空間等再整備構想」などと連携を図りつつ、連続して河川景観が眺望できるような公園リニューアルを進め、水辺景観をつくっていきます。

② 災害からまちを守る公園・広場づくり

継続 区 -

木造住宅密集地域及び東京都防災都市づくり推進計画重点整備地域をあわせた区域を「防災対策公園整備区域」とし、その区域内において新規公園を5箇所、まちづくり緑地6箇所を整備することを目標とします。

震災への対応として、太陽光発電や雨水利用などの自然エネルギーを利用した施設の導入を進め、また、公園の避難所としての利用を配慮して、歩道との境界を取り除きます。また、災害に強い樹木を選定し、防災力を高めるリニューアルを行います。

③ 誰でも快適に使える公園づくり

継続 区 -

公園を利用する全ての人が安心できるように、「公園施設長寿命化計画」による遊具やベンチなどの改修や、適切な植栽樹木の管理により、安全な公園の改修を行います。

また園内は、利用向上の観点からユニバーサルデザイン化、美しい草木の育成、清潔で心地よく利用できるトイレの整備などにより環境に配慮した公園づくりを進めていきます。さらに、樹木の適切な維持管理を行い、樹冠を維持することで緑陰を形成し、夏の厳しい日差しをやわらげ、快適に過ごすことができる公園づくりを目指します。

④ 子どもを健やかに育てる公園づくり

継続 区 -

親子で楽しめる公園をつくっていくとともに、小中学校、児童館、保育園と隣接・近接している公園は、それらの施設と連携して公園の整備を進めます。また、子ども達が植物や野鳥、昆虫などに触れ合える場を創出していきます。

⑤ 訪れた人の心と体が健康になる公園づくり

継続 区 -

高齢化が進む本区では、今後健康に対する志向が一層高まってくると想定されます。そこで、地域の年齢構成や公園の遊具・施設の整備状況を見ながらスポーツ・レクリエーション施設や健康増進施設の配分を再検討し、適切な整備を進めます。

⑥ 歴史や文化を伝える公園づくり

継続 区 -

本区の公園の中には、歴史文化公園として整備された両国公園、露伴児童公園、梅若公園のほか、隅田公園の墨堤、旧安田庭園など歴史的な風景や素晴らしい庭園があります。今後もそれらの公園にある歴史的風景を適切な維持管理により保全していきます。また、説明看板や石碑、銅像などにより地域の歴史や文化を伝えている公園については、今後も歴史文化を伝える拠点として整備していきます。

⑦ 気軽に行ける公園づくり

継続 区 -

まちなかにある小・中規模公園は近隣の住民にとって、夕涼みや花壇づくりなどのコミュニティの醸成の場として重要な役割を担っています。しかし、公園の誘致圏 250mをとった場合、公園へのアクセス不便地域が存在します。それらを概ね解消するため、新規の公園を整備する際には、計画的に公園を配置します。また、まちづくり緑地やポケットパークなどの小さな緑地も使いながら効率的に整備を進めます。

⑧ 生き物を育む緑のある公園づくり

新規 区/区民/
事業者 -

緑地が豊かな公園には鳥類や昆虫類などが訪れ、生息するようになります。こういった公園を訪れることで人々は季節を感じ、日々の生活にうるおいをもたらせます。また、子供達には、自然環境の保全について学べる貴重な場となります。生物多様性を意識した取り組みを実施することで、生き物が集う豊かな緑のある公園を整備します。

⑨ 緑を育てる拠点づくり

継続 区/区民 -

公園リニューアルの際には、ワークショップ等区民参加の計画づくりを進めています。区民参加による公園の管理運営や公園管理の組織は、現在、公園愛護協定をはじめ、中川桜愛護会など多様な組織があり、今後一層支援し、広げていく必要があります。

区民参加により公園や橋台地を整備するとともに、区は管理運営にかかわる区民活動をサポートしていきます。

また、公園の管理についても、公募設置管理制度（Park-PFI）や指定管理の推進など民間活力の導入の検討を進めていきます。

(2) 緑と花を生かした空間づくりを推進する

地域コミュニティの醸成、地域のにぎわいづくりを目指し、地域の人が集う場に緑と花が豊かな空間を創出していきます。

区民のだれもが身近な場所で緑にふれあう場や機会を充実していくことで、まちの魅力向上にも取り組んでいきます。

① 緑と花の拠点づくり

継続 区/区民 -

押上駅周辺や吾妻橋周辺、緑と花の学習園周辺など、駅前の多くの人が集まる地域や区民活動の拠点施設のある地域において、プランターの設置や花壇の整備などを地域住民とともに進めていき、「緑と花の拠点」として、水と緑のネットワークと連携しつつ、地域のシンボルとしてふさわしい、花と緑が豊かな空間を創出します。

こうした区民主体のまちづくりは「緑と花のまちづくり推進地域制度（まちなか緑化）」とともに、東京都の助成制度についても周知し、進めていきます。

② 緑や公園を活用したまちのにぎわいづくり

新規 区/区民/
事業者 重点

地域が抱える様々な課題を解決するために、自然環境が有する機能に着目し、インフラとして活用していくグリーンインフラという取り組みがあります。その取り組みの中に、緑を生かした地域振興やコミュニティ形成というものがあります。今後、本区でもグリーンインフラを意識した民間開発や、隅田公園をはじめとした既存公園の活用を通じたコミュニティ形成やにぎわいづくりを推進していきます。また、緑化活動や自然環境ボランティア活動、イベント等を通じ、人々の交流を図り、区民や民間事業者、また、区内でも様々な部署と連携をしながら「水と緑が暮らしに寄り添うまち すみだ」の実現を目指していきます。

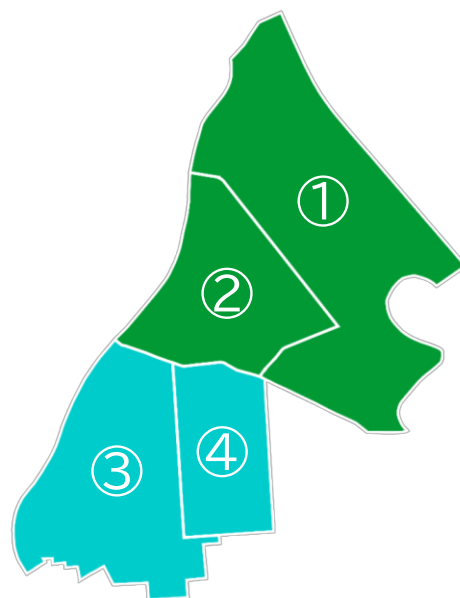


3 地域ごとの計画内容（骨子）

（1）地域区分

区内の緑被地の現況調査の結果に基づき、緑被の状況が類似し隣接する地区を統合し、以下の①から④エリアにわけて地域の特性、目標、方針を整理しました。

地区分類		対象町丁目の目安
北部 地域	①	堤通・墨田・ 八広・東墨田・ 立花・文花地域 堤通二丁目、墨田、八広、 東向島四～六丁目、 東墨田、立花、文花
	②	向島・京島・ 押上地域 堤通一丁目、京島、向島、 東向島一～三丁目、押上
南部 地域	③	吾妻橋・本所・ 両国・緑・ 立川・菊川地域 吾妻橋、東駒形、本所、 石原、横網、亀沢、両国、 菊川、立川、緑、千歳、 江東橋五丁目
	④	業平・錦糸・ 江東橋地域 業平、横川、太平、錦糸、 江東橋一～四丁目



（2）地域ごとの計画の構成

地域ごとの計画は、以下の4つの構成でまとめています。

①目標

地域ごとの目標を示しています。

②地域特性

「墨田区緑と生物の現況調査（平成31年3月）」等をもとに地域の現況を整理しています。

③方針

地域の目標と第3章で示した基本方針に基づき、計画の方針を示したものです。

④地域計画図

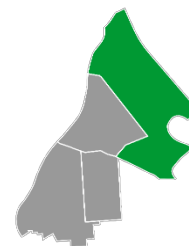
第3章で示した将来像図を地域ごとに示したものです。

(3) 地域ごとの計画内容

1) 堤通・墨田・八広・東墨田・立花・文花地域

①目標

水辺空間を活かした緑の連続性を
感じられる環境づくり



②地域特性

人口	地域面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地合計	
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
92,544人	577.96	41.93	7.3	41.25	7.1	1.75	0.3	84.94	14.7

○緑被地の構成と変化

堤通・墨田・八広地域では、公共系と住宅系土地利用における緑被率が高く、東墨田・立花・文花地域では、工業系土地利用における緑被率が高くなっています。

前回調査時と比較すると、荒川河川敷沿いにおいてまとまった樹木被覆地が消失し草地化したこと、商業施設の建設によってまとまった樹木被覆地が減少していることが確認できました。公共施設では、吾嬭第二中学校の校舎改築に伴い、屋上緑地が増加しています。

東墨田・立花・文花地域はアパートやマンション等の集合住宅、戸建て住宅の建設により、樹木被覆地の小規模化が確認されています。

○地域の特徴

狭い路地や古い木造家屋が多く下町らしい町並みと地先園芸といった暮らしに身近な緑を目にすることができる地域となっています。

緑と花の学習園周辺では区民ボランティアと協働した緑づくりの取組が進められています。

○住民意識調査

- ・堤通・墨田地域、東墨田・立花地域で緑の豊かさについて肯定的評価が占める割合が高くなっています。
- ・京成線が通るエリアでは、否定的評価が占める割合が高くなっています。

写真挿入予定

写真挿入予定

③方針

荒川や旧中川などの水辺空間や区民活動の中で維持管理される緑の質の維持・向上と市街地内での緑地の確保をあわせて実施し、連続性の感じられる暮らしに身近な緑を充実していきます。

地域ごとの課題に対応した
具体的な取り組みを記載します。

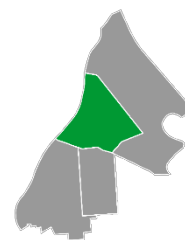
④地域計画図

第3章で示した将来像図を具体化するための方針を
地域ごとに示した図を挿入します。

2) 向島・京島・押上地域

①目標

下町情緒と調和したうるおいあふれる緑づくり



②地域特性

人口	地域面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地合計	
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
53,947人	260.02	18.86	7.3	2.77	1.1	2.00	0.8	23.63	9.1

○緑被地の構成と変化

土地利用別の緑被率を他の地域と比較してみると、住宅系が比較的高くなっています。向島百花園や隅田公園にまとまった緑があるほかは、規模の小さな緑が点在する地域となっています。

前回調査時と比較すると、北十間川水辺空間整備事業の公園整備による植栽設置や、東京スカイツリー®などの大規模商業施設等の新たな建設に伴い、屋上緑地等の施設緑地が増加しています。

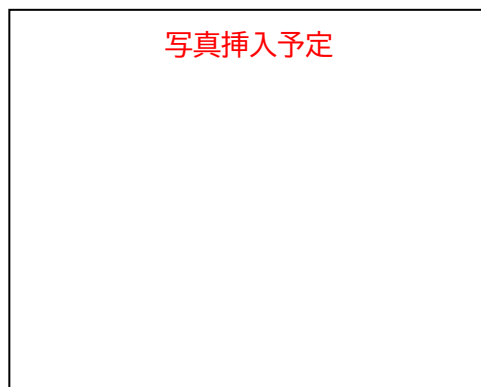
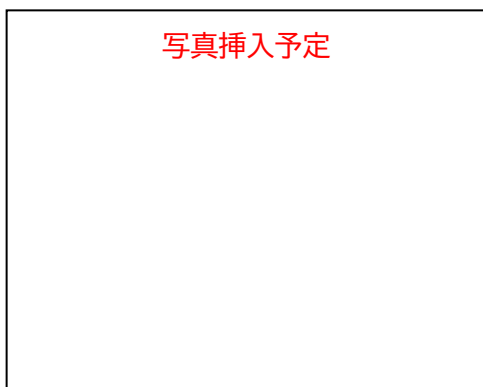
○地域の特徴

狭い路地や古い木造家屋が多く下町らしい町並みと地先園芸といった暮らしに身近な緑を目にすることができる地域となっています。

また、防災の観点から水と緑に関わる区民の取組が長年続いている地域です。

○住民意識調査

- ・隅田川沿いでは緑の豊かさについて肯定的評価が占める割合が高くなっています。
- ・地域の東部では、否定的評価が占める割合が高くなっています。



③方針

狭い路地の多い向島・京島地区や水辺や住宅地の開発が進む押上地区で、暮らしに身近な緑地の確保に取り組んでいきます。また、向島百花園や隅田公園をはじめとした暮らしに身近な公園や緑地において、下町の情緒と調和したうるおいあふれる緑づくりを推進していきます。

地域ごとの課題に対応した
具体的な取り組みを記載します。

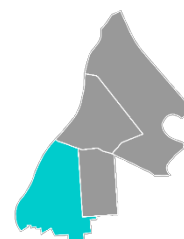
④地域計画図

第3章で示した将来像図を具体化するための方針を
地域ごとに示した図を挿入します。

3) 吾妻橋・本所・両国・緑・立川・菊川地域

①目標

多様なライフスタイルに応じた身近な緑の充実



②地域特性

人口	地域面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地合計	
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
87,310人	358.64	18.29	5.1	1.77	0.5	2.48	0.7	22.55	6.3

○緑被地の構成と変化

緑・立川・菊川地域の公共系と住宅系土地利用における緑被率が区内でも低くなっており、商業系土地利用における緑被率が高くなっています。

前回調査時と比較すると、区立公園や豎川の護岸整備に伴い樹木被覆地に若干の増減が見られています。緑・立川・菊川地域では、施設内の樹木の生長、集合住宅の建設に伴う屋上緑地の増加が確認されています。

○地域の特徴

旧安田庭園や大横親水公園にまとまった緑があるほかは、市街地に緑は少ない地域となっています。両国国技館や横網町公園といった歴史・文化的資源が多数存在する地域であり、また、台東区から東京スカイツリーへの入り口となることから観光客の立ち寄る地域でもあります。

○住民意識調査

- ・この地域の北部は隅田公園、旧安田庭園、横網町公園、大横川親水公園と比較的大きな公園があるため、緑の豊かさの肯定的評価や公園利用頻度も高くなっています。
- ・JR総武本線以南は樹林地も点在し面的展開となっていないため、緑の豊かさについて否定的評価が占める割合が高くなっています。

写真挿入予定

写真挿入予定

③方針

地域の活性化に資する水辺と公園等の公共空間の活用を推進していきます。また、まとまりのある緑地の維持管理、緑の質の向上と市街地内の開発や建替えに伴う緑地の確保に取り組み、区民の多様なライフスタイルに対応した緑づくりを推進していきます。

地域ごとの課題に対応した
具体的な取り組みを記載します。

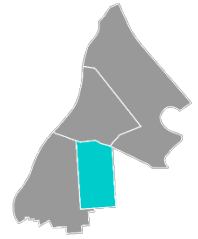
④地域計画図

第3章で示した将来像図を具体化するための方針を
地域ごとに示した図を挿入します。

4) 業平・錦糸・江東橋地域

①目標

水と緑を生かしたにぎわい創出と
まちの魅力向上



②地域特性

人口	地域面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地合計	
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
42,174人	174.51	11.68	6.7	2.53	1.5	1.38	0.8	15.60	8.9

○地域の特徴

商業用地の面積が最も大きい地域で、他地域と比較して商業系の土地利用がなされている地域での緑被率が高くなっています。

横十間川、北十間川、大横川親水公園に囲まれた地域となっており、まとまった緑がある錦糸公園は、区民がにぎわいを感じることでできる場となっています。

○住民意識調査

・大横川親水公園が隣接し、錦糸公園もあることから緑の豊かさ等について肯定的評価が占める割合が高くなっています。

○緑被地の構成と変化

前回調査時と比較すると、錦糸公園の再整備による樹木被覆地の減少、都立深川商業高校跡地への本所警察署の移転による草地の減少が確認されています。また、旧警視庁第二機動隊構内の整備工事によって、草地が増加しています。

写真挿入予定

写真挿入予定

③方針

まとまりのある緑地の維持管理、緑の質の向上と市街地内の開発や建替えに伴う緑地の確保に取り組んでいきます。水と緑を生かしたにぎわい創出に取り組み、まちの魅力向上につなげていきます。

地域ごとの課題に対応した
具体的な取り組みを記載します。

④地域計画図

第3章で示した将来像図を具体化するための方針を
地域ごとに示した図を挿入します。

第5章 計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

1 進行管理体制

本計画の各施策を円滑に遂行するため、本計画に関連する庁内各課と密接な情報交換をしながら進める必要があります。このため計画の策定後は、「第二次墨田区緑の基本計画策定庁内検討委員会」を「(仮称)緑の推進会議」へと移行し、定期的に計画の進行を含めた連絡・調整を行い、各施策の進捗評価を図っていきます。

2 施策の進行管理

各施策の進捗評価を図るに当たり、計画 (Plan)、実行 (Do)、検証・評価 (Check)、計画・見直し (Action) のサイクルに基づく進行管理を行います。

參考資料

参考資料

1 区民の意識

(1) 実施日及び回答者数

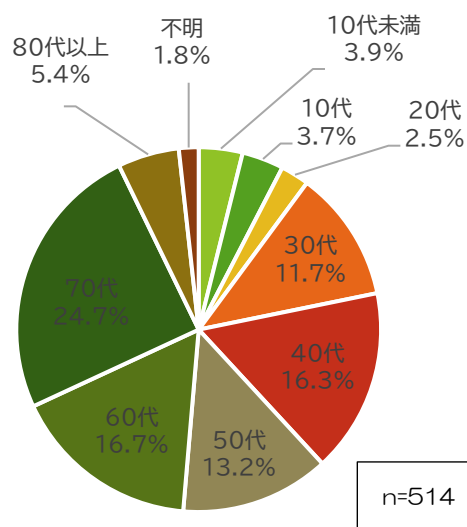
環境関連イベントの来場者を対象として、緑と生物に関するアンケートを行いました。

実施日	実施イベント名	回答者数
令和元年5月11日	みどりの日	55人
令和元年6月29・30日	環境フェア	267人
令和元年10月5・6日	すみだまつり	93人
令和元年11月2日	菊まつり	10人
令和元年12月7日	梅若小学校 星空観察会	28人
令和元年12月9日	エコライブ講座 第3回 「ごみの最終処分場を見に行こう！ -中央防波堤埋立処分場見学-」	14人
令和元年12月12日	水の循環講座 第4回 都市と水 「東京低地の暗渠を見てみよう」	16人
令和元年12月16日～ 令和2年1月16日	インターネットアンケート	20人
令和元年12月19日	水の循環講座 第5回 防災と水 「東京を災害から守る施設を見てみよう」	11人
回答者数合計		514人

(2) アンケート結果

①対象者の年齢について

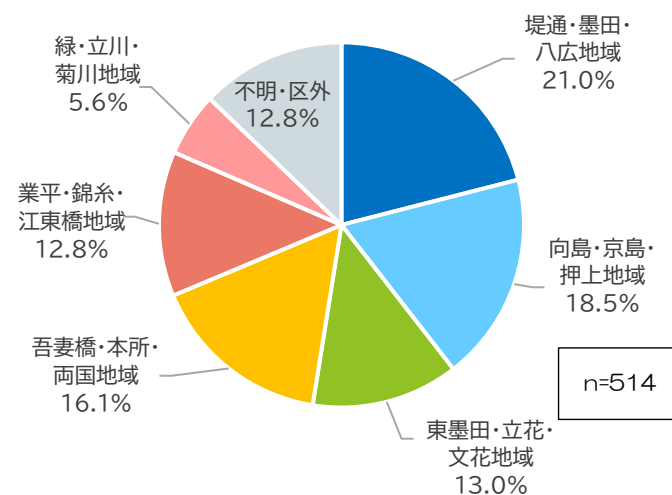
問1 あなたの年齢を教えてください。



②回答者の居住地域属性について

問2 あなたのお住まいの町名と丁番をご記入ください。

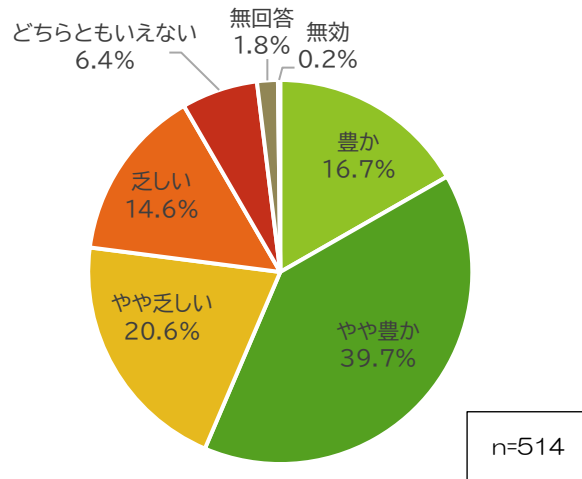
(記入いただいた住所をもとに、地域別に分類)



③墨田区の緑の豊かさについて

墨田区の緑が「豊か」と回答した方は約2割でしたが、「やや豊か」と回答した人と合わせると5割以上になります。

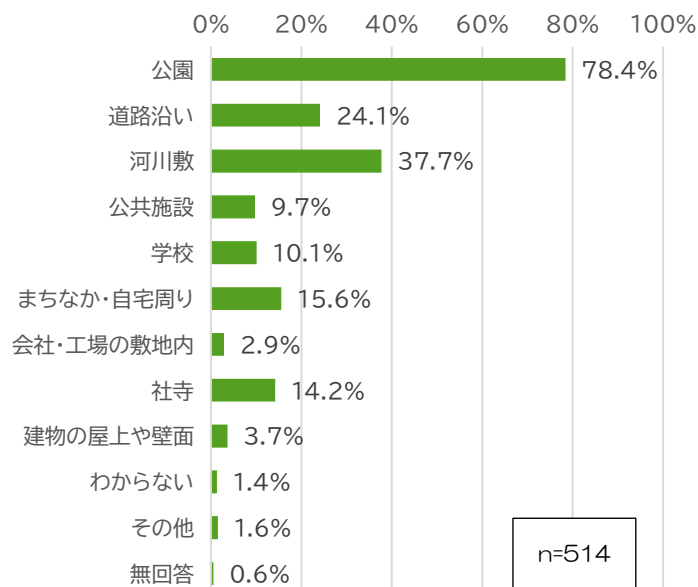
問3 あなたは、墨田区の緑は豊かだと思いますか。



④区内で緑を感じる場所について

区内で緑を感じる場所として、「公園」と回答した方が約8割と圧倒的に多い結果になりました。

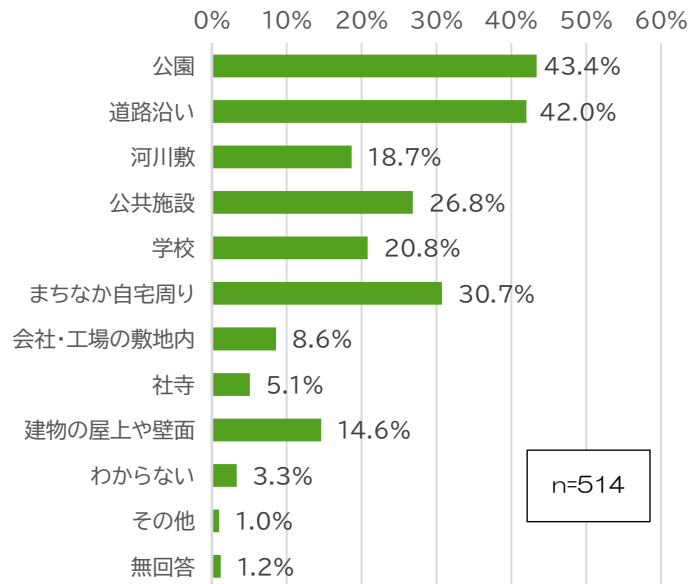
問4 あなたは、区内のどこで緑を感じますか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑤ 緑を増やすべき場所について

約4割の方が「公園」「道路沿い」と回答していますが、「公共施設」「学校」「まちなか・自宅周り」に緑を増やしたほうがよいと考える人も2割以上います。

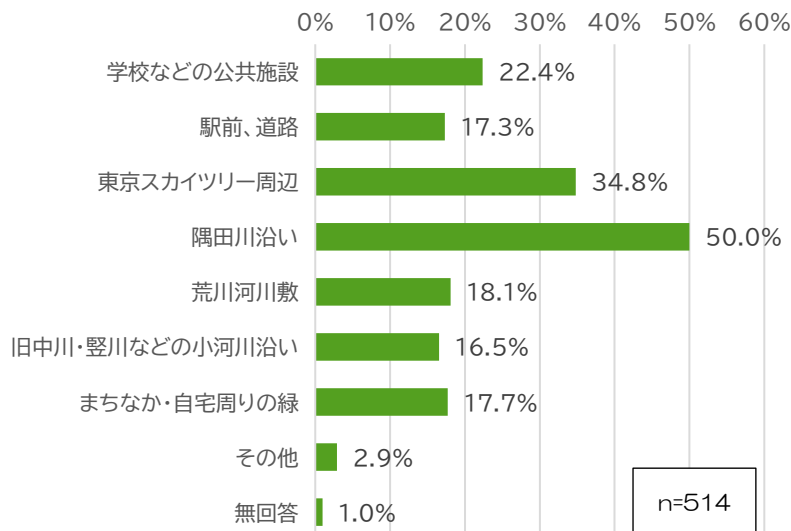
問5 あなたは、区内のどこに緑を増やしたほうがよいと思いますか。次の中から当てはまる番号すべてに○をつけてください。



⑥ 墨田らしい緑とは

昔からある「隅田川沿い」の緑を墨田らしい緑と考える人がいる一方、平成24年に建設された「東京スカイツリー」という、墨田区の新しいシンボルの緑を墨田らしいと考える人も多くいます。

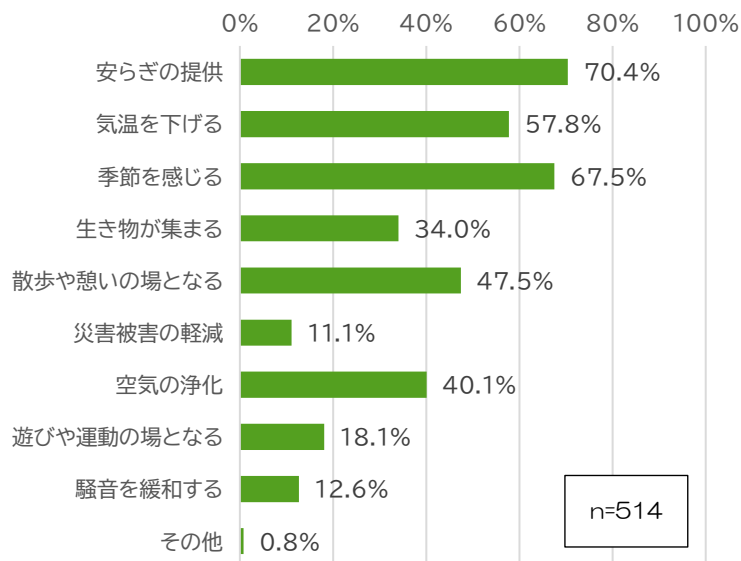
問6 あなたの思う「墨田らしい緑」とは、どこにある緑だと思いますか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑦緑の効果

緑の効果として「安らぎを感じる」と回答した方が一番多く、その次は「季節を感じる」でした。このような心理的な効果をあげる方が多い一方で、「気温を下げる」といった、環境改善効果を挙げる方も5割以上いました。

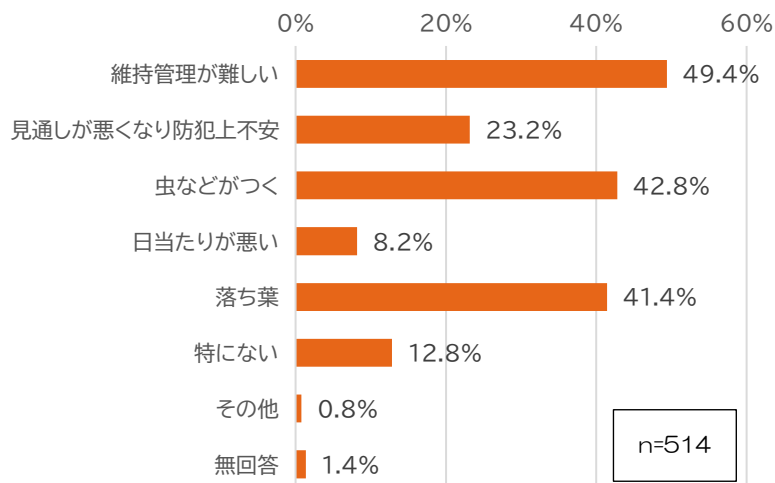
問7 あなたは、緑があるとどのような効果があると思いますか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑧緑が増えることで発生する問題について

緑が増えることで発生する問題について、「維持管理が難しい」と考えている方が5割近くと一番多く、その次に「虫などがつく」「落ち葉」と回答した方が多いという結果になりました。

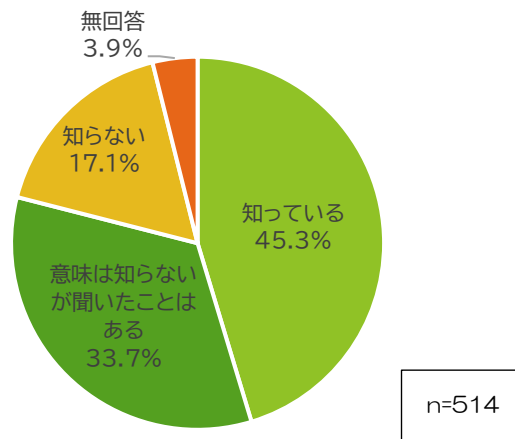
問8 あなたは、緑が増えることでどのような問題があると思いますか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑨生物多様性の認知度

「生物多様性」という言葉について、「意味は知らないが聞いたことはある」「知らない」を合わせると、意味を知らないという方が5割以上と、「知っている」と答えた方を上回っています。

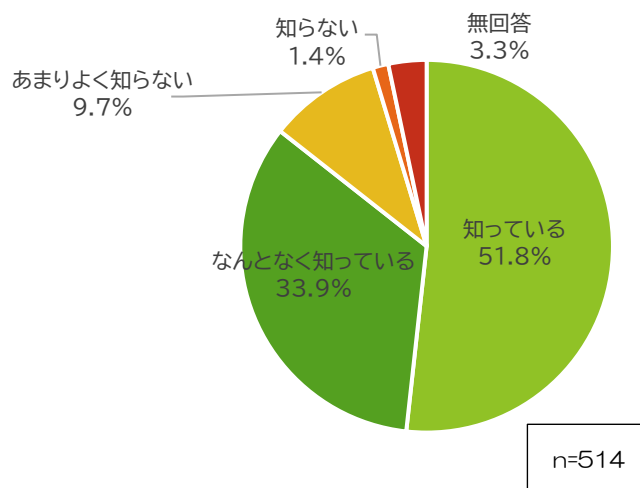
問9 あなたは生物多様性という言葉を知っていますか。次の中から一つ選んで当てはまるものに○をつけてください。



⑩外来種の問題についての認知度

外来種の問題について、5割の方が「知っている」、3割の方も「なんとなく知っている」と回答しています。

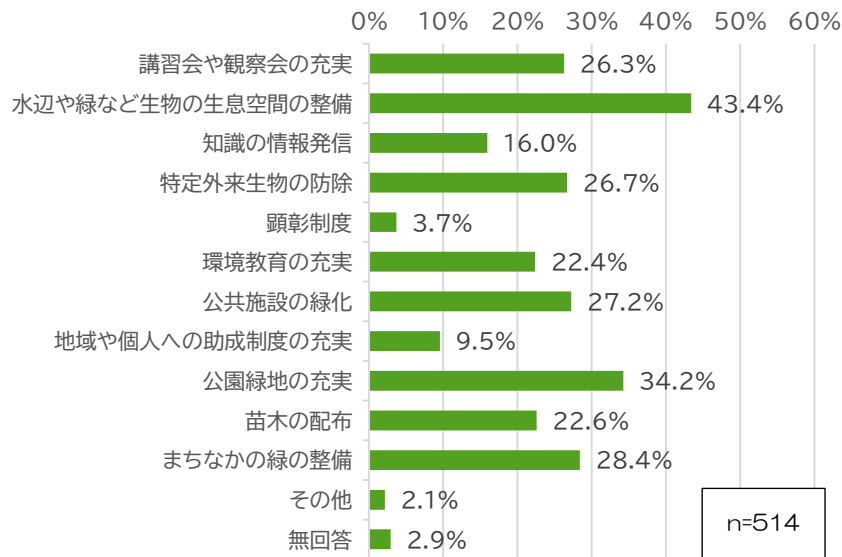
問10 あなたは、外来種の問題について知っていますか。次の中から一つ選んで当てはまるものに○をつけてください。



⑪ 緑や生物の保全のために区に期待すること

区に期待することとして、生物のためには「水辺や緑など生物の生息空間の整備」、緑のためには「公園緑地の充実」と回答した方が多い結果となりました。その他に多かったこととして、「講習会や観察会の充実」「特定外来生物の防除」「公共施設の緑化」「まちなかの緑の整備」があげられました。

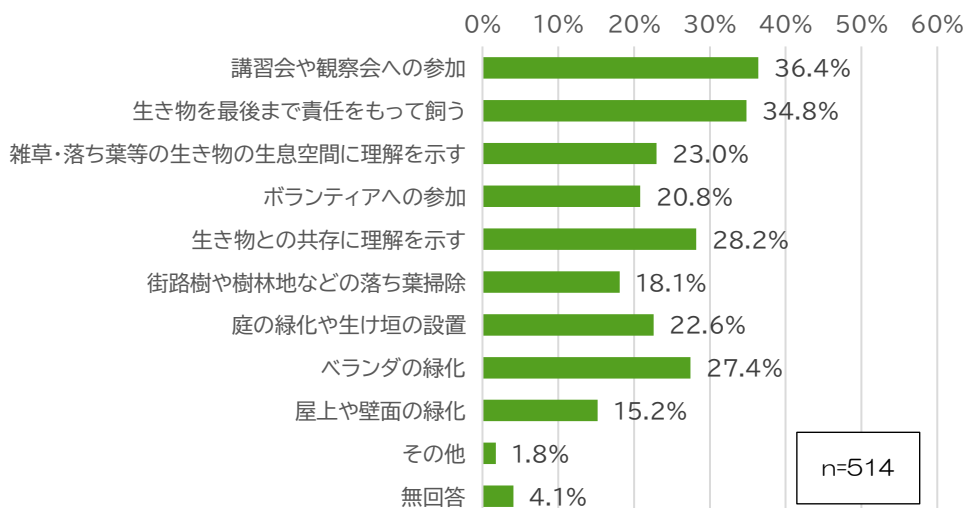
問 11 緑や生物の保全のために、あなたが区に期待することは何ですか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑫ 緑や生物の保全について、自分でできること及びやりたいこと

自分でできることなどとして、「講習会や観察会への参加」と回答した方が一番多く、その次が「生き物を最後まで責任をもって飼う」となりました。しかし、「生き物との共存に理解を示す」「庭の緑化や生け垣の設置」「ベランダの緑化」と回答した方も一定数います。

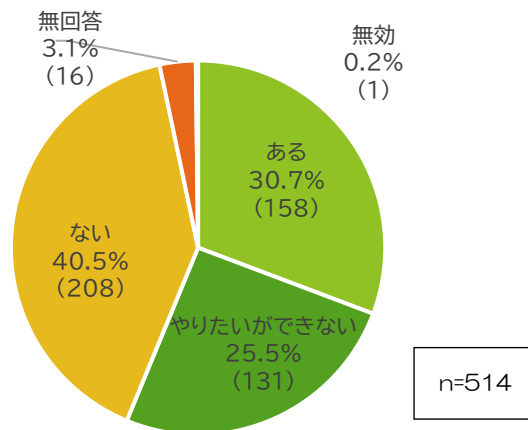
問 12 緑や生物の保全活動で、あなたが自分でできること及びやりたいと思っていることは何ですか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑬地域の緑化や保全活動への参加経験について

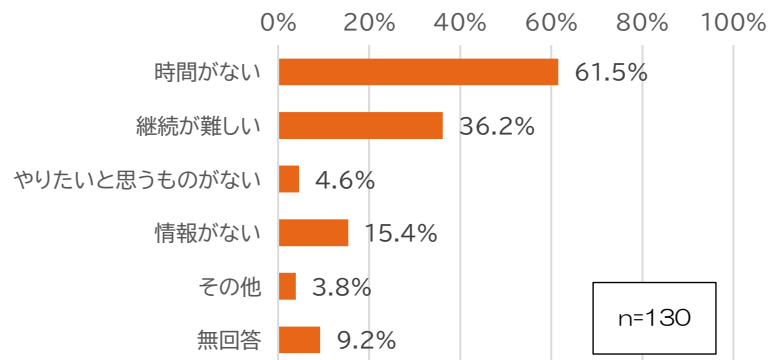
保全活動への参加経験について、「ない」と回答した方が「ある」と回答した方を上回る結果となりました。また、「やりたいができない」と回答した方の多くは「時間がないため」参加できないと回答しています。

問 13 あなたは、地域の緑や生物の活動（緑化講習会や自然観察会、ボランティア活動など）参加したことはありますか。次の中から一つ選んで当てはまるものに○をつけてください。



※ () 内の数字は回答者数

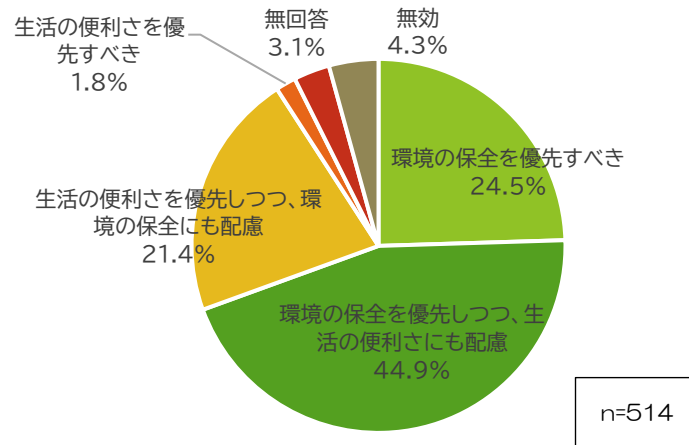
問 14 設問 13 で「やりたいができない」と回答した方に質問です。それはなぜですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。



⑭環境の保全と生活の便利さの優先度について

「環境の保全を優先すべき」「環境の保全を優先しつつも、生活の便利さにも配慮」と、回答した方が合わせて約7割という結果になりました。

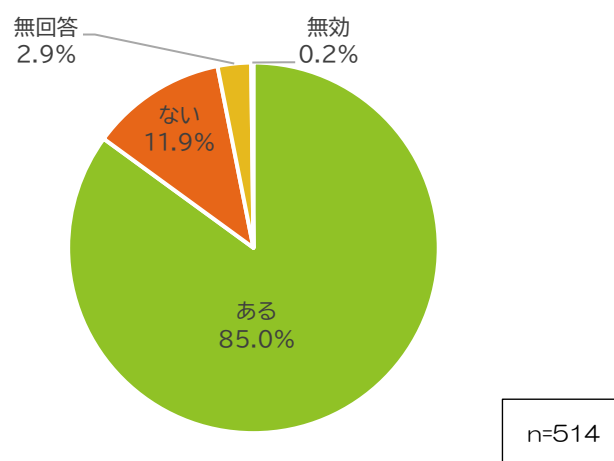
問 15 環境の保全と生活の便利さの優先度について、あなたは、どのように考えますか。一つ選んで当てはまるものに○をつけてください。



⑮自然の恵みを感じることはあるか。

自然の恵みを感じるものが「ある」と回答した方が、8割を超えています。

問 16 日々の暮らしの中で、自然の恵みを受けて暮らしていると感じることはありますか。次の中から一つ選んで当てはまるものに○をつけてください。



2

3

4